



「はたらく」をつくる。みんなでつくる
労働者協同組合法

三重県 労働者協同組合法・協同労働 事業者向け説明会
労働者協同組合法の概要と新しい働き方
～持続可能で活力ある地域社会の実現を目指して～

日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会
2022年12月10日

古村伸宏

2022年10月1日

持続可能で活力ある地域づくりのための 「労働者協同組合法」施行！



- 全党・全会派の参加・賛同による「議員立法」
- 約40年の実践・事実から構想され実現した「市民立法」
- 「働く」ことを重視し、地域づくりと仕事づくりを結んで進める「非営利団体法」
- 共益と公益をかけ合わせる44年ぶりの「協同組合法」

- 一人ひとりの主体的な労働を協同化する 自治と民主主義を育む職場
- 「住民参加」「市民自治」「当事者主体」を価値とする「地域づくり」「仕事おこし」

労働者協同組合と既存の法人制度

地域社会の課題の解決のためには様々な法人形態があり、労働者協同組合は既存の法人制度と共存するものです。労働者協同組合は、地域社会の課題の解決のための活動を行おうとする方の選択肢を広げ、こうした活動を一層促進するという意義があります。

	労働者協同組合	企業組合	株式会社	合同会社 (LLC)	NPO 法人	一般社団法人	農事組合法人
目的事業	持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事業（労働者派遣事業以外の事業であれば可）	組合員の働く場の確保、経営の合理化	定款に掲げる事業による営利の追求	定款に掲げる事業による営利の追求	特定非営利活動(20分野)	目的や事業に制約はない（公益・共益・収益事業も可）	（１）農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業 （２）農業の経営 （３）（１）及び（２）に附帯する事業
設立手続	準則主義	認可主義	準則主義	準則主義	認証主義	準則主義	準則主義
議決権	1人1票	1人1票	出資比率による	1人1票	原則1人1票	原則1人1票	1人1票
主な資金調達方法	組合員による出資	組合員による出資	株主による出資	社員による出資	会費、寄付	会費、寄付	組合員による出資
配当	従事分量配当	・従事分量配当 ・年2割までの出資配当	出資配当	定款の定めに応じた利益の配当	できない	できない	・利用分量配当（（１）の事業を行う場合に限る） ・従事分量配当 ・年7分までの出資配当

協同組合と株式会社の違い



	協同組合	株式会社
1. 目的	組合員として自らの事業を利用する (非営利) 事業の利用による生活の安定、生活文化の向上	株主が利潤の配当や株の値上がりを期待 (営利)
2. 誰のものか (所有)	組合員は自然人が基本 (人の結合体)	株主は自然人に限定されず、法人も可 (資本の結合体)
3. 誰によって (運営と利用)	出資者・利用者・運営者＝組合員 日常の組合員参加による運営 一人一票 の議決権	出資者・利用者・運営者が一致しない 経営部門が分離し、株主は日常運営に通常参加しない 株数に応じた 議決権
4. 財務面の 特色	出資配当に制限 がある 剰余金の利用高配当を行う場合がある	利潤の配当には制限がない 利用者に対する配当は特にない

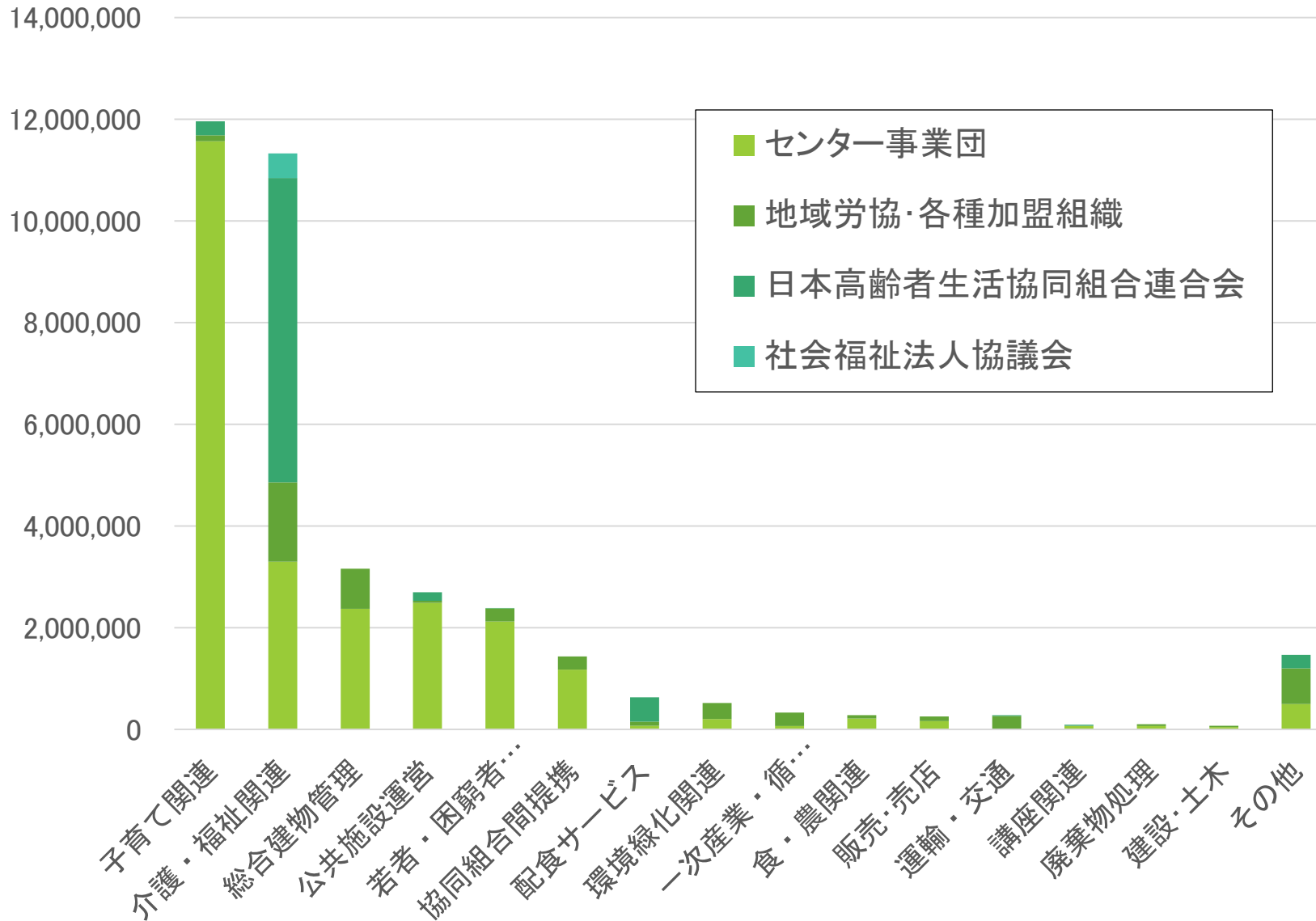
出典：日本協同組合連携機構編「新協同組合とは-そのあゆみとしくみ」

国内の「労働者協同組合」的な組織



- ①日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会（34団体、就労者1万5千人、年間事業高372億円）
失業当事者の就労創出からはじまり、協同組合間連携・地域福祉・新しい公共分野で拡大
- ②ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン(WNJ)(340団体、就労者7千人、年間事業高135億円)
生活クラブ生協など生協運動から生まれた女性たちの社会貢献の起業組織
- ③障害のある人びとの就労創出に取り組む団体
NPO法人共同連、浦河べてるの家・・・
- ④農村女性起業（農村女性ワーカーズ）（個人5,178、団体4,319、うち法人が1,554、2016年度農水省調べ）
農産物の加工・直売所・レストラン等
- ⑤住民出資による「共同売店」の起業
人口減少・高齢化地域において地域住民が出資した地域必需ニーズを満たす拠点
※実態として約10万人の就労者、1,000億円の事業規模。協同労働の法制化の社会的根拠

日本労協連 加盟組織の事業構造 (372億円/2021年度)



- ・ 高齢者、障がい者介護等
- ・ 学童、児童館、保育園、放課後等デイサービス等
- ・ 清掃、設備、送迎等
- ・ 老人福祉センター等
- ・ 若者サポートステーション、生活困窮者自立支援事業等
- ・ 生協や農協の物流事業等
- ・ 公園清掃、緑化営繕等
- ・ 食堂、カフェ等飲食業
- ・ 配食サービス等
- ・ クリーンカー販売、売店等
- ・ タクシー、移送運送等
- ・ 職業訓練講座等
- ・ ゴミ回収等
- ・ 建設、住宅改修等
- ・ 農業、林業、農福連携等
- ・ 印刷、映像、デザイン等

労働者協同組合法が生まれる経過



◎約50年に及ぶ「**協同労働**」「**よい仕事**」の**実践の事実**

◎**950を超える**地方議会での労働者協同組合法の**早期制定意見書決議**

◎協同組合（日本協同組合連携機構：JCA）や労働者福祉中央協議会（労働組合・生協、くみん共済コープ、労働金庫、ワーカーズコープなどの協同組合事業団体などで構成）などの賛同と支援

◎与党協同労働の法制化に関するワーキングチーム（WT）の10数度にわたる実務者会議で、当事者団体である日本労働者協同組合連合会とワーカーズ・コレクティブネットワークジャパンの意見を丁寧に聴取し、**実態に即した法案作成**を“共同作業”として行った

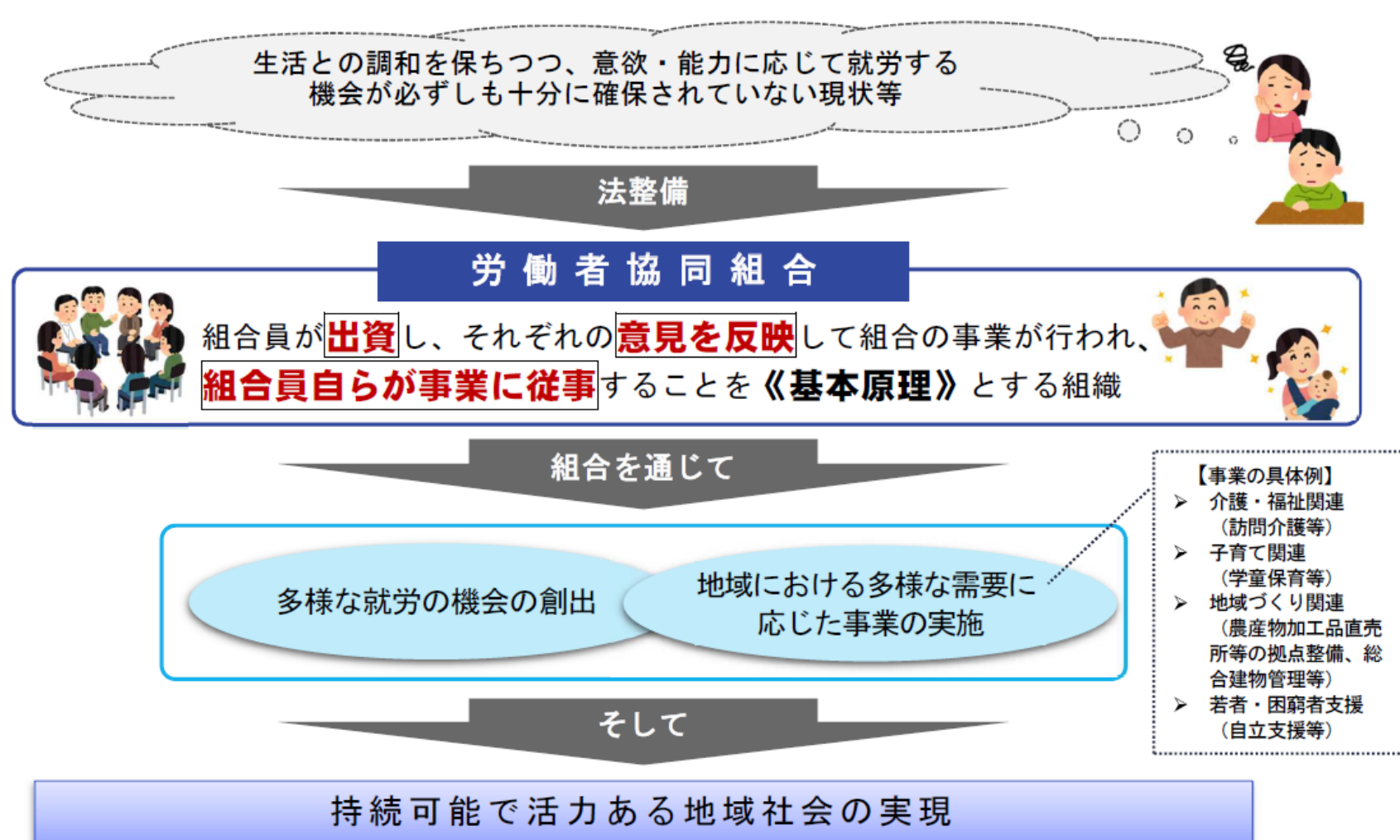
◎超党派「協同組合振興研究議員連盟」やWTの国会議員、厚生労働省などの官僚による、ワーカーズコープの現場視察が行われ、組合員の声と姿に直接触れ、職場で主体的・協同的に働く姿を体感し、法制化の必要が強く確信された

◎法制化実現から、法の活用を推進する超党派の「**協同労働推進議員連盟**」が発足

労働者協同組合法 第一条(目的)



この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。



労働者協同組合 基本原理



基本原理

- (1) 組合員が出資すること
- (2) その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること
- (3) 組合員が組合の行う事業に従事すること

資金を出し合う

組合員には出資の必要があり、組合員自らが出資することにより組合の資本形成を図ります。これにより組合員による自主的・自立的な事業経営を目指します。

共にはたらく

組合員には、原則として、組合の事業に従事する必要があります。ただし、育児や介護等の家庭の事情等で一時的に働くことができない場合などの例外も認められています。

話し合って営む

組合員は、一人一票の議決権及び選挙権があり、組合員の意見を反映して事業・経営を行います。意見反映の方法は定款に定め、また総会でその実施状況及び結果を報告しなければなりません。

◎基本原理◎

「出資」

一人一票

「意見反映」

話し合い、合意形成

「従事」

共にはたらく

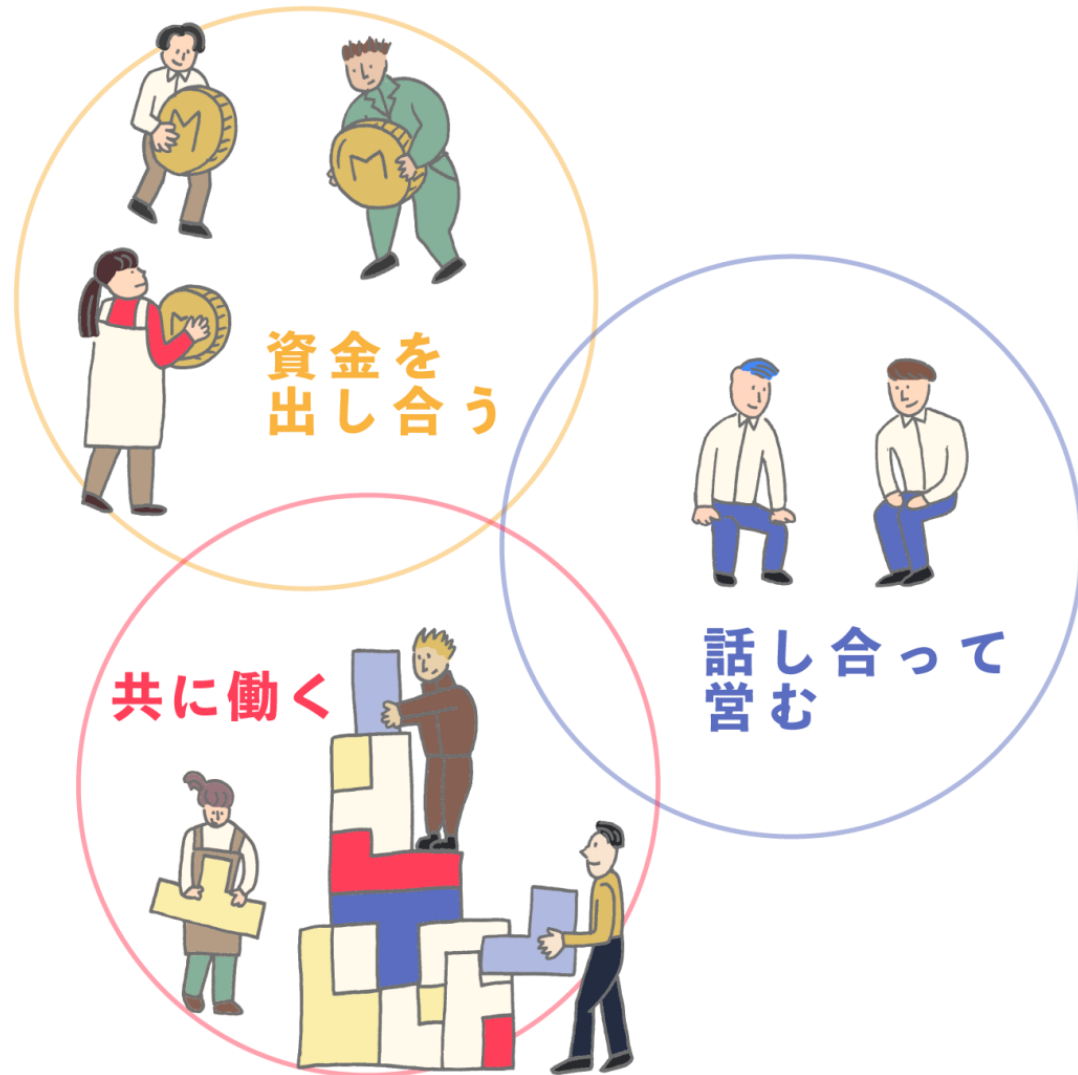
基本原理の要としての「意見反映」



■特別に重視された「意見反映」原理

- ①**定款**において「**どのように意見反映を行うか**」を**明記**する必要がある
組合員の意見を反映させる方策についての規定(第29条 定款記載事項)
- ②**総会**において、理事は「**どのように意見反映を行ったか**」を**報告**する義務を負う
理事は、各事業年度に係る組合員の意見を反映させるための方策の実施の状況及びその結果を、通常総会に報告しなければならない。(第66条 総会への報告)
- ③組織運営のあらゆる場面において「**意見表明**」できる**環境**が問われる。しかしこれは、しくみや場だけでは完全に保障できない。必要なのは「**信頼関係**」
- ④「話し合い」は物事を決定するだけでなく、参加者の思いや課題・可能性を見出し、引き出し、発見する営みであり、その結果**折り合い(居り合い)**を深めていくこと
- ⑤**決定**は**いつも仮説**にすぎない、採用されなかった意見も種としてその場に根づき、未来に芽吹く可能性を持つ

労働者協同組合の主な特色



- 1.労働者派遣事業を除くあらゆる事業が可能
地域における多様な需要に応じた事業を実施
ただし、許認可等が必要な事業はその規制を受ける
- 2.簡便に法人格を取得でき、契約などができる
設立は3人以上の発起人が必要
行政庁による許認可等は不要(準則主義)
法律に定めた要件を満たし登記をすれば法人格付与
- 3.組合と組合員は労働契約を締結(労働法適用)
- 4.出資配当は不可
組合員が事業に従事した程度に応じて配当可
- 5.都道府県知事による監督(連合会は厚生労働大臣)

その他労働者協同組合法のポイント



- ・総組合員の4/5以上は組合の行う事業に従事
事業に従事する者の3/4以上は組合員(出資者)
- ・一人一票の平等な議決権・選挙権
役員・労働条件・事業計画・利益処分などを共同決定する
- ・剰余金の法定積立(準備金10%以上、就労創出等積立金5%以上、教育繰越金5%以上)
- ・理事会必置(3人以上)、小規模組合(20人以下)での組合員監査会の設置
- ・公布後2年以内施行(2022/10/1)、組織変更特例措置(3年、NPO法人の残余財産引継)
- ・施行から5年後に見直し

労働者協同組合法の一部改正



非営利性を徹底させた「特定労働者協同組合」に税制上の措置を講じる

①認定(都道府県)の基準

- ・非営利を徹底する旨の定款
 - ・・・剰余金の配当を行わない、解散時に組合員の出資額限度で分配した後の残余財産の国・地方公共団体等への帰属
- ・上記の定款違反行為を行うことを決定し、又は行ったことがない
- ・理事の親族等関係者が理事総数の1/3以下
- ・申請時に定款、役員名簿、認定基準に適合している説明書類等を提出
- ・毎年、報酬及び給与に関する規程、役員名簿、役員報酬支給状況、給与職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項の作成・提出・公表
- ・外部監事の設置

②認定の取り消し、罰則等の規定

③税制上の取り扱い・・・特定労協法人(公益法人等、非営利型一般社団、NPO並び)

※労協法人は普通法人

(一部公開資料のみ、認定NPO並び)

厚生労働省 知りたい！労働者協同組合法



<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/>

[ホーム](#) [労働者協同組合法とは](#) [労働法規・会計](#) [設立の流れ](#) [フォーラム](#) [よくある質問](#) [好事例](#) [資料ダウンロード](#)



労働者協同組合法
について知りたい

[詳しくはこちら](#)



労働法規や会計
について知りたい

[詳しくはこちら](#)



設立の流れ

[詳しくはこちら](#)



フォーラムに参加したい

[詳しくはこちら](#)



よくあるご質問

[詳しくはこちら](#)



相談したい

[詳しくはこちら](#)



厚生労働省 知りたい！労働者協同組合法

<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/>



[ホーム](#) [労働者協同組合法とは](#) [労働法規・会計](#) [設立の流れ](#) [フォーラム](#) [よくある質問](#) [好事例](#) [資料ダウンロード](#)

労働者協同組合の好事例



不登校・ひきこもり経験者が運営する映像・デザイン制作会社

東京都新宿区に、不登校・ひきこもりをした若者たちが立ち上げた株式会社があります。映像制作やパンフレットやチラシ等のデザイン制作が主な事業です。代表のIさんは、中学校で不登校を経験し、フリースクールを経て、同じような経験をした若者が集まる大学に入りました。そこで出会った仲間とともに[...]

[もっと詳しく](#) 



労働者協同組合の中心的価値は「協同労働」「よい仕事」



「よい仕事」なくして、労働者協同組合の優位性は実証できない
「働く場づくり」「地域に必要な仕事づくり」「持続可能で活力ある地域づくり」
これらを具体的に実現することが、労働者協同組合の「よい仕事」

「よい仕事」を生み出す働き方が「協同労働」

「自分が生きる」(主体的)×「協力し合う」(利他的)

協同の関係を職場から、仕事を通して地域・コミュニティづくりに活かし広げる

法人や組織の種別を問わず「協同労働的」な作法は可能

証明すべきは、働く人々の「誇り」「生きがい」「幸福感」の実感

労働者協同組合というシステムと協同労働という文化の両輪を回す

「よい仕事」「協同労働」の事実と実践を生み出すしくみ・舞台が「労働者協同組合」

協同労働…生き方・働き方の問い直し



みんなで「こころ」と「ちから」を
合わせる術を取り戻す
地球に過度な負荷をかけず
利己に走らず
共に喜びや楽しみを
体感できる生き方や働き方
そんな問い直しの営みが
「協同労働」

「こころ」と「ちから」を合わせて、
生きてゆこう

コロナ、パンデミックは、これまでの当たり前や常識を翻転させず、「そもそも」から考えることの大切さを気づかせてくれました。人は大昔から、自然と折り合い、助け合って生きてきたはず。パンデミックという共通の生きづらさを経験した今、みんなで「こころ」と「ちから」を合わせる術を取り戻したいと思います。地球に過度な負荷をかけず、利己に走らず、共に喜びや楽しみを体感できる生き方や働き方。そんな「働き方」を問い直す営みを、私たちは「協同労働」と呼んでいます。「どう働くか」「どう生きるか」と同じくらい、大切なこと。本書は、2019年に発行された「協同ではたらくガイドブック―入門編―」に続き、「実践編」として発行しました。

子どもたちに森の楽しさを伝える

「森までやってみたいよ」と、山に響く子どもの声。森を知らない子どもたちは、時間を忘れて森と一体になっていく。「Next Green田舎」は、森林学実習を手がけ、即効性や実習づくり、木工などを中心に森の魅力をしています。そのなかから「森で過ごす気持ちよさを子どもにも伝えたい」という思いが生まれ、自然と体験・体感できる実習をはじめました。

【兵庫県豊岡市】
Next Green 田舎

暮らしの思いは16



「はたらく」をつくる。みんなで作る
労働者協同組合法

協同労働…自分らしくつながり合って働く

自分らしくつながりあって働く

4つのエッセンス

- 「主体性を発揮」
- 「関係性を大切に」
- 「地域と関わる」
- 「暮らしとつなげる」

自分らしくつながり合って働く

4つのエッセンス

ワーカーズコープが「理想の働き方」を探求する上で大切にしてきた、4つのエッセンスを紹介します。

1

自分の主体性を発揮する

「働くこと」は、「どう生きるか」を考え、実行することです。「生き方」と言ってもいいかもしれませんが。働く場を、自分の生き方を表現できる場所にしてみませんか？ 自身の経験や強み・弱みを活かし、ありたい自分に向かって学び育つ場。みんながそんな思いでつくる職場は、一人ひとりが主人公で、居場所としても機能します。

2

関係性を大切にする

「協同」って、心と力を合わせて仕事をする。働くことや暮らすことは、一人ですべてを行うよりも、同じ志を持つ多彩な仲間とチームをつくり、個性を活かし合って協同していく方が、きっと豊かなはず。それぞれの思いや願い、生きてきた背景も異なる人たちがお互いを尊重し合い、「対話」を重ねることでチームはしなやかに、豊かに育ちます。

3

地域と関わる

地域の人たちが主体的に関わることのできる「コミュニティ」をつくる働き方は、今後ますます重要になってきます。また、子どもが遊べる場所がない、親や子どもを預ける場所がなく困っているなど、地域の人たちが抱えている課題を見つけ、地域を暮らしやすくするために働くことは、そこに暮らしの人たちとの関係性を育むことにつながります。

4

暮らしとつなげる

コロナ禍で、時短勤務やテレワーク・副業など、働き方の多様化が生まれはじめています。働くことと暮らしの距離や関係が変わっていきなで、働き方の選択肢はますます増えていくでしょう。また、一つのことだけを仕事にするより、暮らしに関わるいくつかのことを複業していく働き方も出てきています。暮らしのなかに働くことを取り込んでいく工夫が、豊かさを実感することにつながります。

新しい働き方のカタチ 協同労働って何？

働く一人ひとりが主人公となって、自分らしくつながり合って仕事をする。その一つの答えとして、ワーカーズコープが実践のなかで編み出してきた働き方「協同労働」があります。



働く人みんなが出資して話し合って運営する

協同労働とは、働く人みんなが出資をしてメンバーとなり、話し合って運営していく「新しい働き方」です。企業に雇われるのではなく、自営業やフリーランスでもなく、一人ひとりの主体性と意見を大切にしながら、やりたい仕事や社会から必要とされる仕事を、働く人たちが力を合わせてつくることができます。

法制定でますます注目 今後の広がりに大きな期待も

多くの分野で協同労働が広がるなか、2020年12月には「労働者協同組合法」が制定されました（施行は22年10月1日）。法制定にあたり、すべての政党・会派の国会議員が賛同し、議員立法として成立させました。この法律がつくられる過程も、対話を中心に協同でつくられたと言えます。法律ができたことで、多くの新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、研究誌等でも「労働者協同組合」「協同労働」が取りあげられ、注目されています。また現在、ワーカーズコープ連合会には100を超える相談・質問が寄せられています。関心を持っている方々とこれから一緒に、労働者協同組合づくりや協同労働を広げていきます。次のページから協同労働で働く人をご紹介します。

協同労働で働く人は、すでに全国で10万人います。日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会（以下、ワーカーズコープ連合会）に加盟するワーカーズコープでは、1万6000人が働いています。その他に生協の組合員が中心になって立ち上げたワーカーズ・コレクティブ、障がいなどの生きづらさを抱えている人たちが仕事をおこす団体、販売所など1次産業に関わる生産や加工、販売の団体、地域住民が運営する事業体などがあります。

労働者協同組合法のインパクト



「労働」のあり方

雇用されて働くか、自営で働くかの二者択一を越えて

「企業」「経営」のあり方

企業は誰のものか、経営は何のための営みか

「経済」のあり方

経済のあり方が企業と労働のあり方を決する グローバル化からローカル・循環の志向

「民主主義」のあり方

お任せ民主主義・多数決の民主主義から、納得・非効率・多様性を価値とする民主主義

「コミュニティ(社会)」のあり方

多様性と共生を基本原理とする、新しい協同の原理によるコミュニティづくり

法施行に向けた自治体等の動き



●都道府県担当課の確定(共管する自治体も)

- ・基礎自治体、住民への普及、啓発、周知、広報、学習会の開催
- ・庁内横断的な学習会、党派を超えた「議員」学習会
- ・鳥取県…2021年度予算化、相談窓口の設置、2022年度も継続
- ・徳島県…2021年度補正予算、「とくしま協同労働サポート事業」開始、2022年度法制で継続
- ・埼玉県…2022年度予算化、県民説明会、NPO研修会、市長村職員研修会、動画作成、庁内連携会議
- ・東京都…2022年度、周知広報(チラシ、WEB、SNS)、相談窓口開設、設立等説明会開催
- ・福岡県…2022年度、周知広報(チラシ、WEB、SNS、メルマガ)、セミナー12回(入門編、実践編)、WS
- ・大阪府、兵庫県、島根県、愛媛県、熊本県、沖縄県も2022年度予算化

●基礎自治体の動き(「協同労働推進自治体ネット枠」形成に向けた準備開始)

- ・積極的な活用策、立ち上げ推進の支援策の検討
- ・広島市 2014年度より「協同労働プラットフォームモデル事業(高齢者向け)」開始
2022年度より全世代型「協同労働促進事業」へ
- ・京丹後市 2021年度予算化、住民向け研修会(2回)+個別相談会(7グループ)
2022年度協同労働推進事業予算化(研修会2回、講座3回コース、個別相談)

●議会での動き 桶川市議会、北本市議会、高知市議会、新潟市議会、四日市市議会などで党派を超えた学習会 四日市市議会内に超党派の「協同労働推進議員連盟」発足(10/05)

●協同組合・非営利セクター・中小企業などの中でも、学習会を多数開催

広島市 協同労働促進事業



「協同労働」モデル事業から 「協同労働」促進事業へ

協同労働の仕組みを活用して地域課題の解決に取り組む意欲のある高齢者を中心とした協同労働団体の立ち上げを支援(平成26年度から開始)

⇒「構成員のうち半数が60歳以上」という年齢要件を撤廃(令和4年度から)

「協同労働」 プラットフォーム 事業

- 特定非営利活動法人ワーカーズコープへ委託
- 経験豊富なコーディネーターが、事業の立ち上げから立ち上げ後の運営まで寄り添って支援を実施

「協同労働」 個別プロジェクト 立ち上げ支援事業 (補助金交付)

- 具体的な事業化の目途が立った団体を対象に、立ち上げに要する経費に補助金を交付(補助率1/2・上限100万円)

広島市 協同労働促進事業



「協同労働」団体の特徴

代表者の属性	
個人	14
町内会長等経験者	10
NPO・市民活動等 経験者	3
JA組合員	1
計	28

事業ジャンル (1団体につき最大4つ)	
困りごと支援	15
サロン運営	15
農業	6
町内会等連携	5
環境保全	5
食事提供	4
市場産直等	3
子ども支援	2
伝承	1
障がい者支援	1
地域活動の場提供	1
イベント運営	1

広島市 協同労働促進事業



安佐南区伴東 安佐南区
GO郷・まつむね

地域の環境は自らの手で守るを合言葉に、里山整備や高齢者等の居場所づくり等を進めます。

環 困 サ 販 構成員 13名

安佐南区伴東 安佐南区
すまいるワーク

地域住民の皆様がこの地域に安心して住み続けられるよう交流の場づくり(カフェサロン)等を進めます。

困 サ 構成員 7名

団体紹介

凡例

農	農業	困	困りごと支援	環	環境保全	サ	サロン
子	子ども支援	食	食事提供	伝	伝承	町	町内会等連携活動
場	地域活動の場提供	障	障がい者支援	販	市場産直等	イ	イベント

※団体の活動のうち4つまで掲載

東区東山町 東区
元気で楽しい東山をつくろう会

町内会加入率が下がる中、マンションを中心にした全住民のコミュニティの再生を目指します。

環 サ 町 困 構成員 18名

東区牛田南 東区
うしたあらぐさクラブ

子ども達の発達成長を保障することを目的に学習支援を援助の中心に据え活動を行っています。

子 構成員 7名

安佐南区八木 安佐南区
復興交流館 モンドラゴン

平成26年の土砂災害からの復興・伝承を目指して地域のコミュニティ再生を進めます。

サ 食 伝 構成員 22名

安佐南区伴中央 安佐南区
アグリ アシストとも

耕作放棄地や休耕地を整備し農と共にある景観を守るためJA広島市と連携して新しい形の農業を進めます。

農 環 困 構成員 16名

安佐南区里沙門台 安佐南区
びしゃもん台 絆くらぶ

町内会、学区社協、びしゃもん台絆くらぶがそれぞれ役割分担して、地域住民に高品質なサービスを提供します。

環 困 サ 町 構成員 37名

安佐南区高取南 安佐南区
タウン・サポート 平和台

地域での多様な困りごとの解決を通じて、地域住民との関わりを大切にしながら、コミュニティ活性化を進めます。

困 町 構成員 26名

東区福田 ましょうめん 東区
真正面

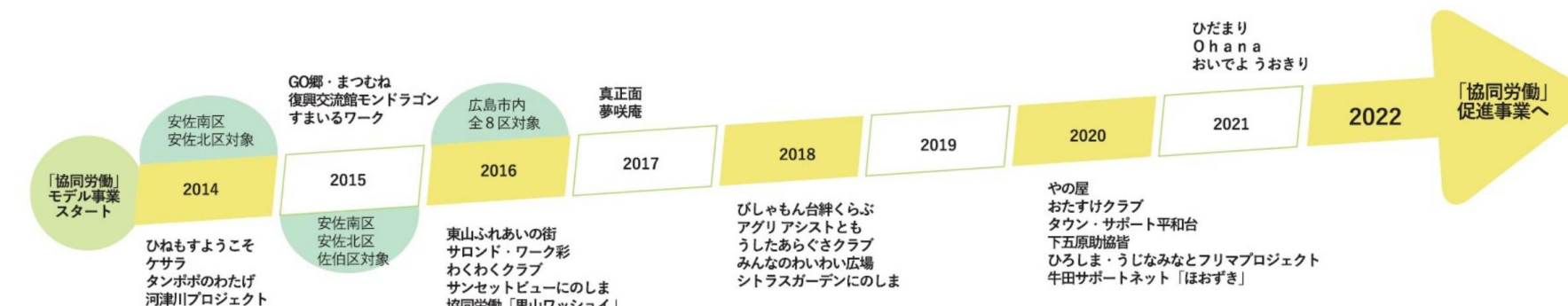
耕作放棄地の活用による野菜作りや、農業体験・収穫祭等での地域住民との交流の場づくりを目指します。

農 困 サ 構成員 8名

東区牛田 東区
牛田サポートネット「ほおずき」

学区社協、町内会と協力して困りごと支援サービスを行い、住民同士が共に支えあう仕組みづくりを行います。

困 町 構成員 36名



広島市 協同労働促進事業



<p>安佐北区白木町山 55399 河津川プロジェクト</p> <p>耕作放棄地を利用した農業や高齢者の農機工技術を継承して宝飾等農機工の製造販売をします。</p> <p>農 協 7ヵ</p>	<p>安佐北区白木町井原 ひねもすようこそ</p> <p>障がい者や高齢者が地域でいっしょに安心して生活ができるよう交流の場づくりや買い物支援をします。</p> <p>出 産 7ヵ</p>	<p>安佐北区高野町 ケセラ</p> <p>高齢者を含めた地域住民の力のコミュニティ作りを支援するためにテーマ型サロンや高齢者学習会を行います。</p> <p>サ 協 2ヵ</p>	<p>西区己斐町 わくわくクラブ</p> <p>音楽体験・カフェ・サロンの開催で高齢者の交流、健康づくりを行います。</p> <p>サ 協 4ヵ</p>	<p>西区三輪町 みん家の わいわい広場</p> <p>地域の高齢者がみんなでわいわい集える集まる場所やサロン(居場所づくり)を行います。</p> <p>サ 協 6ヵ</p>	<p>西区己斐町 おたすけクラブ</p> <p>相談が得意だとおっしゃっている地域を支援し、まよってしまったこと(やごまかされたこと)を相談し解決できるようにお手伝いします。</p> <p>出 産 6ヵ</p>	<p>南区似島 サンセットビュー にのしま</p> <p>地域住民の方が気軽に立ち寄れるサロンや、月に数回の人との交流を促す機会作りを行います。</p> <p>サ 協 5ヵ</p>	<p>南区似島 シトラスガーデン にのしま</p> <p>耕作放棄地を活用した柑橘栽培や、地域が身近になる集いの場作りを行います。</p> <p>農 協 4ヵ</p>	<p>南区宇治 うしなみさとプロジェクト</p> <p>フリーマーケットを運営しています。世代を問わずアイキキと活躍できる場所やイベントづくりをします。</p> <p>農 協 7ヵ</p>
<p>安佐南区島崎 タンポポのわたげ</p> <p>地域住民の皆さんがコミュニティ再生を目標に、住民の方の自らの一歩をおこしたおうちサロンを運営します。</p> <p>出 産 22ヵ</p>	<p>安佐南区西条 GO郷・まつむね</p> <p>地域の福祉活動の支援を合言葉に、障がい者や高齢者の居場所づくりをします。</p> <p>協 出 産 13ヵ</p>	<p>安佐南区八木 転居支援隊 モンドラゴン</p> <p>H26年の土砂災害からの復興・伝承を目標に、地域コミュニティ再生をします。</p> <p>サ 協 伝 21ヵ</p>	<p>安佐南区行帯 すまいるワーク</p> <p>地域住民の積極的な地域に安心して住み続けられるよう交流の場づくり(カフェサロン)等を進めます。</p> <p>出 産 8ヵ</p>	<p>東区東山 東区東山 東山をつくらう会</p> <p>町内会加入率が下がっており、マンションを中心とした全住民のコミュニティの育成を目指します。</p> <p>農 協 産 17ヵ</p>	<p>東区西田 真正面</p> <p>耕作放棄地の活用による野菜作りや、農業体験・収穫祭等の地域住民との交流の場づくりを目指します。</p> <p>農 協 産 8ヵ</p>	<p>安芸区樹原 おうち「里山ワッシュョイ」</p> <p>耕作放棄地を活用した農産物や地域住民の交流の場づくり、農業体験、里山資源の有効活用等を進めます。</p> <p>農 協 産 25ヵ</p>	<p>安芸区矢野町 やの屋</p> <p>カフェと併せて地域へ元気を届けます。「朝寝のほろろ」で困っている方々と繋がることが大切になります。</p> <p>産 協 6ヵ</p>	<p>団体紹介</p>
<p>安佐南区上安 コミュニティカフェ「夢咲庵」</p> <p>地域の居場所としての居場所づくりのサロン、住民の手づくりの展示販売やおこづかい作りを行います。</p> <p>サ 協 5ヵ</p>	<p>安佐南区東山町 ひしゃも屋 絆くらぶ</p> <p>町内会、学習会、ひしゃも台作りなどがそれぞれ役割分担し、地域住民に高品質なサービスを提供します。</p> <p>協 出 産 38ヵ</p>	<p>安佐南区津 アグリ アシストとも</p> <p>耕作放棄地や休耕地を基盤とした農業体験や、地域住民の交流の場づくりを通じて、地域住民との関わりを大切にし、地域に高品質なサービスを提供します。</p> <p>農 協 産 18ヵ</p>	<p>安佐南区高取町 タウン・サポート平和台</p> <p>地域での各種活動の機会を通じて、地域住民との関わりを大切にし、地域に高品質なサービスを提供します。</p> <p>協 産 27ヵ</p>	<p>東区牛田南町 うたのあらくさクラブ</p> <p>子どもたちに多様な教育の機会を提供するために学習支援を朝に子ども支援を行います。</p> <p>子 協 7ヵ</p>	<p>東区牛田 牛田サポートネット ほおすき</p> <p>学区単位、町内会と協力して町内会活動のサポートサービスを行う。住民同士が支えあう仕組みづくりを行います。</p> <p>協 産 33ヵ</p>	<p>庄原区河内町 サロンド・ワーク影</p> <p>高齢者等誰もが気軽に集えるカフェサロンや、月に数回の人との交流を促す機会作りを目指して事業を進めます。</p> <p>協 産 6ヵ</p>	<p>佐伯区津和野町 下五原助産館</p> <p>ずっと地域で元気な暮らしに、生活の困りごとや不安を解消し、子育て支援や地域での交流、生活化を目指します。</p> <p>産 協 6ヵ</p>	<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 農 農業 協 協同労働 出 出店 産 産出 サ 子育て支援 協 協同労働 伝 伝達 明 町内会等連絡 障 障がい者支援 イ イベント

京丹後市 協同労働推進事業

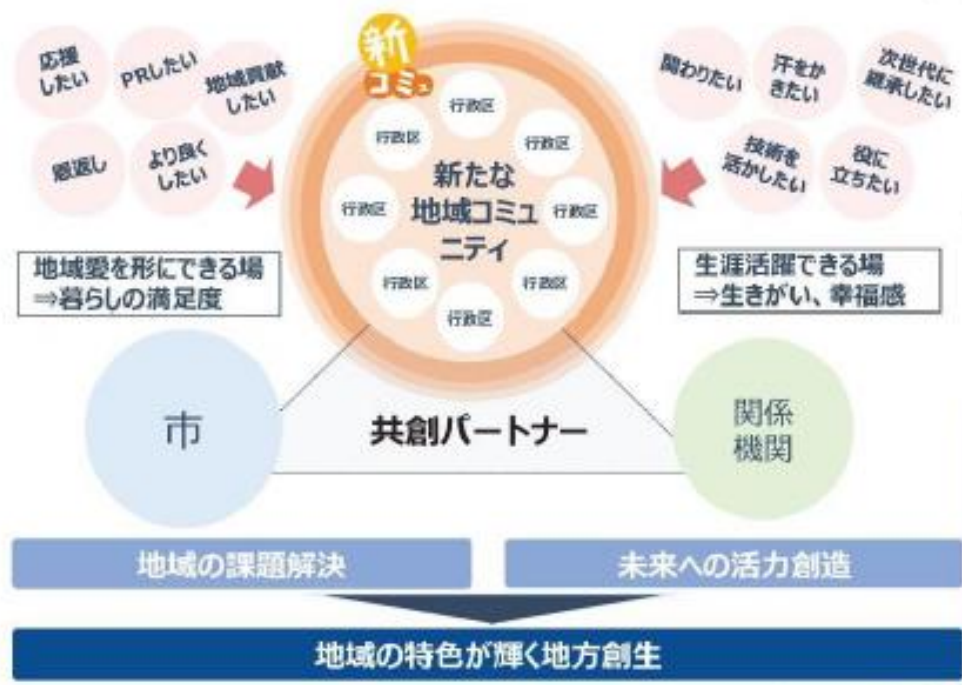


京丹後市版の小規模多機能自治組織 「新たな地域コミュニティ」とは

3 新たな地域コミュニティ

年齢や性別に関係なく誰もが関わりやすい地域運営の仕組みをつくり、活動人口を増やし、多彩な活動を行うことを通して、元気で楽しく住みやすい地域を作っていく、京丹後市ではこの考え方を「新たな地域コミュニティ（新コミュ）」として推進していきます。

「20年後こんな地域でありたい」、「私にはなにができるだろう」、地域のありたい姿を思い描きながら、持続可能な地域づくりに向けて一緒に取り組みを進めていきましょう！



協同労働との親和性が高い

京丹後市 協同労働推進事業



新規

協同労働推進事業 ～支え合い活動のソーシャルビジネス化の推進～



令和4年度予算額：290万円

市長公室
地域コミュニティ推進課
69-1050

労働者協同組合制度の活用支援など、協同労働に取り組む意欲ある地域や団体を総合的に支援

※【協同労働】…「出資・経営・労働」を三位一体にした働き方で、地域住民が主体的に参画しながら多様な地域課題を事業化することで解決を図り、持続可能で活力ある地域社会の実現に資するもの。

1. 背景

- (1) 令和4年10月に労働者協同組合制度が施行。地域課題の解決を事業化することに適した法人格が誕生する
- (2) 市内にはこの制度活用を検討している地域や団体があり、特に人的支援を望んでいる（令和3年10月24日協同労働研修会時の調査より）
- (3) 新たな地域コミュニティ組織で若者や女性に関わるプロジェクトづくりを進めている

2. 目的

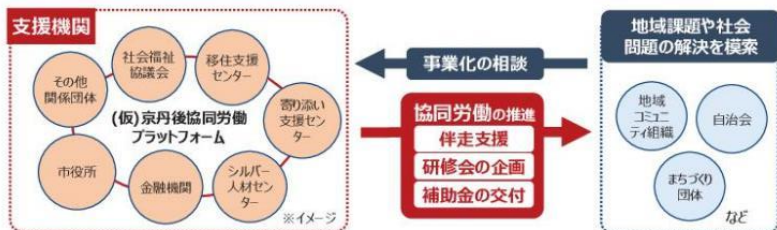
- ・ 協同労働などビジネスの手法を用いて地域課題や社会問題を解決する地域事業を推進
- ・ 令和4年10月に施行される労働者協同組合の制度活用を進めるなど、意欲ある地域や団体を総合的に支援

3. 事業内容

- 協同労働推進業務委託料 110万円
 - ・ 協同労働や労働者協同組合に関する相談対応
 - ・ 団体及び地域の伴走支援 など
 - ・ 研修会の企画・運営（年6回程度）
- 協同労働事業支援補助金 180万円
 - ・ 上限30万円/年（補助率1/2）
 - ・ 最大3年間の支援、R4年度は6団体を想定

4. 事業化イメージ

- 「（仮）京丹後協同労働プラットフォーム」を設置し、協同労働を推進
- この支援機関の人的支援と財政支援により、地域の取り組みを総合的に推進



5. 事業イメージ

- ・ 子育て支援
- ・ 高齢者介護
- ・ 障がい者支援
- ・ 廃校活用
- ・ 空き店舗活用
- ・ 農地・山林活用
- ・ リサイクル、製造業
- ・ 清掃、設備メンテナンス
- ・ 移動支援
- ・ 緑化、剪定
- ・ 事業継承 など

※写真はイメージ



6. 想定される効果

- ・ 地域が自ら稼ぎ、仕事として、持続的に地域課題を解決
- ・ 地域資源を活用した地域密着型事業の創出（資源の循環・雇用創出）
- ・ 地縁組織との連携により、地縁組織の負担軽減や自治機能の強化につなげる

京丹後市 協同労働推進事業

京丹後市新たな地域コミュニティ推進事業

2022年10月1日労働者協同組合法 施行 /

自分ごととして関わる・つながる

まちづくり研修会

～地域づくりを仕事にする方法～

8/11
(水・祝)

13:30～15:00

参加無料

- 峰山総合福祉センター
京丹後市峰山町杉谷691
- オンライン (ZOOM)

※定員80人、参加には事前の申し込みが必要です。
※学習会後の個別相談にも対応します。

いずれかご選択いただき、
申し込みフォーム、もしくは
下記のお問い合わせ先電話番号に
お申込みください。



協同労働～地域づくりを仕事にする、新しい働き方

登壇者

日本労働者協同組合（ワーカースコープ）連合会

理事長 古村伸宏氏



令和4年度 京丹後市協同労働推進事業

新コミュ オンライン カフェ



しゃべって、聞いて、つながる
仲間づくり

「労働者協同組合法」が令和4年10月に施行されます。
これは、地域課題に対して、みんなで出資し、自分の意見を事業に
反映させながら共に働く、新しいまちづくりの組織形態です。
日頃から活動されているNPOやボランティア団体、自治会の皆さん
だけでなく、これから地域のために活動したい！と考えておられる方も
みんなで集まって地域の未来を話し合いませんか？

- 第1回 7月21日
- 第2回 8月25日
- 第3回 9月22日
- 第4回 10月27日
- 第5回 11月24日
- 第6回 12月22日
- 第7回 1月19日

オンライン (ZOOM)
時間：19時00分～20時30分



申し込みはこちら

皆に自分たちの活動を知ってほしい、話したい
という団体さん・個人さんも同時募集中です。

主催：京丹後市（企画運営：企業組合労協センター事業団）
問い合わせ：地域コミュニティ推進課 Tel.0772-69-1050
企業組合労協センター事業団 Tel.080-8333-8137



「はたらく」をつくる。みんなで作る
労働者協同組合法

令和4年度 京丹後市協同労働推進事業



まちづくりを仕事にする新しい働き方

協同労働・まちづくり講座

場所：峰山総合福祉センター

(京丹後市峰山町杉谷691)

時間：19:00～20:30

参加無料

京丹後地域の
未来に必要な
ものって何だろう。
地域連携・協働で
できるまちづくり
を考えよう

登山問題、田畑の問題、
海や流の問題、高齢化、
子育て環境、障がい等…
地域の課題はいろいろ。
解決するのは誰？
ボランティアだけでは
足りない。
地域のみんなで考えよう

※当日参加も可能ですが、コロナ感染予防の観点から人数制限をさせていただく
場合もありますので裏面下部のフォームから事前の申し込みをお願い致します

<コーディネーター>

古村伸宏氏

日本労働者協同組合【ワーカースコープ】連合会理事長
「協同労働」を活用し、地域の未来を考え、新たな地域
づくりの手法を共に学ぶ講座です。

第1回

9/14
(水)

第2回

10/19
(水)

第3回

11/16
(水)



主 催：京丹後市（企画・運営：企業組合労協センター事業団）

お問い合わせ：企業組合労協センター事業団 Tel.080-8333-8137 Mail tango@roukyou.gr.jp

「協同労働・まちづくり講座」FAX参加申込書
FAX：0772-65-3107

FAXで申し込みされる方は、お名前・所属・電話番号・メールアドレスをご記入の上ご送付ください。
※お手持ちのスマホなどで、右のQRコードからもお申込みいただけます。

氏名	所属
電話番号	メール
参加日程 いずれか1つに○	全日 ・ 単発（第1回・第2回・第3回）

申し込みフォーム



具体的な設立・組織移行の相談



- ≫ 高齢者の生きがいある仕事や地域の生活支援、社会貢献の仕事(新温泉町、静岡市、奈良市、一宮市)
- ≫ 障がい者や若者の就労(鳴門市、板橋区、大宮市、川口市、武雄市、石巻市、三次市、大野城市、熊本市)
- ≫ マルシェ(諸積、内子町)、協同売店(若狭路、上毛町)、子ども食堂(越谷市、北上市、練馬)、カフェ(津和野市)
- ≫ 協同住宅(多摩市、日田市)、農泊(伊那市)、児童養護施設退所後のシェアハウス(江東区)
- ≫ ヘルパー主体の訪問介護(福岡市)、利用者本位のデイ(多治見、秋田市)、理学療法士の地元起業(大分)、利用者主体の障がい児デイ(奈良市、春日市)、農福連携(枚方市)、葬送事業(江戸川区)
- ≫ 竹林整備(福岡市)、有機肥料による付加価値ある新しい農業(佐倉市)、養豚と太陽光発電を組み合わせた既存の事業を移行したい(豊頃町)、森のようちえん(川崎市)、会員制野菜等宅配(上田市)
- ≫ フリースクール(信濃町)、フォルケホイスコーレ(東川町)個人を尊重する民主的な学びの場
- ≫ 移住者で地域再生(美瑛町)、公衆浴場の継続(中頓別町)、里山再生(田村町)、緑化(世田谷区)
- ≫ 社労士・行政書士自らも協同労働(台東区)、司法書士(豊中市)、中小企業診断士(多摩市)
- ≫ PCリサイクル(宮古市、墨田区)、陸運事業(八王子)、ワーケーション(千曲市)、ワイナリー(海士町)
- ≫ デジタルプラットフォーム(東京)、出版関係(千代田区)、利用者中心の商品開発(中央区)
- ≫ 歯科(首都圏)、鍼灸マッサージ(首都圏)治療に留まらない住民主体が地域で支え合う予防医療
- ≫ 俳優(東京)、劇団(三鷹市)代表高齢に伴い興行や会館運営を労働者協同組合に継承したい。

具体的な設立・組織移行の相談



<p>—地区社協の活動から設立準備中—</p> <p>■あけぼの橋クラブ（静岡県静岡市、学区社協）</p> <p>労福協元会長が中心となり、地区社協で2年かけて14名の仲間を集め、協同労働団体の設立を目指す。生活支援、緑化支援、移送事業の3部門を地区社協の事業として進め、自治会の了承を取りながら、地域と丁寧な折り合いながら進める。2022年4月立ち上げを目指している。</p>	<p>—共同売店を運営する自治会から設立準備—</p> <p>■狩股地区自治会（沖縄県宮古島、自治会）</p> <p>「小さな拠点づくり」を進めるランドブレインが行う地域住民による地域課題解消の取り組み。女性3人を中心に、自治会が運営する共同売店と連携した地域食堂や総菜づくりの仕事おこしを、県の補助金なども活用しながら自治会と共に検討中。自治体及び中心となる女性3人と協同労働の学習会実施。</p>
<p>—障がいなど困難を抱える方や親が集い設立—</p> <p>■ライワークレインボー（長野県信濃町、NPO法人）</p> <p>3人で準備会を発足し、多様な人が尊厳をもって働ける場の設立を目指す。毎月の準備会に参加者が徐々に増加。ビジョンや事業計画を何度も話し合い、10か月でNPO法人設立。ナチュラルハウスクリーニング、葉草栽培、リースクール、放課後等デイサービスなど実施。</p>	<p>—市民とコーディネート団体で設立—</p> <p>■シモキタ園藝部（東京都世田谷区、一般社団法人）</p> <p>小田急電鉄より依頼を受けたランドスケープデザインFOLKが、コーディネートし48人の市民で多様な園芸活動する団体が生まれる。線路跡地の緑化管理などの業務受託に伴い法人化を求められ、出資・経営・従事の協同労働を取り入れた一般社団法人を設立。</p>
<p>—医療法人社団から設立準備—</p> <p>■きょうどう歯科（東京都渋谷区、医療法人社団）</p> <p>労働者協同組合を志向し10年前に設立。4診療所20名の職員がフラットな関係で患者を中心とした治療を行う。自分たちの労働条件なども話し合いで運営。労働者協同組合法成立に伴い、全職員で設立に向けて理念、事業計画、出資金・資金繰りなど検討中。</p>	<p>—株式会社から独立して設立—</p> <p>■User Centerd Inovation Lab（東京都中央区、合同会社）</p> <p>利用者を中心とした商品開発やイノベーションを企業向けに提供。労協法のオンライン学習会に参加し、協同労働に共感。ワーカーズコープと懇談を重ねる。株式会社の働き方から、自分たちの想いを実現できる働き方に移行を本社に求め独立。</p>

既に設立された労働者協同組合法人(2022/11/21現在)



- 労働者協同組合ワーカーズ葬祭&後見サポートセンター結の会(東京都新宿区)
- CampingSpecialist労働者協同組合(三重県四日市市)
- 労働者協同組合ワーカーズコープありあけ(福岡県大牟田市)
- 労働者協同組合コモンウェーブ(三重県鈴鹿市)
- セルフはりま労働者協同組合(兵庫県姫路市)
- 近畿労働者協同組合(大阪府大阪市)
- TNG労働者協同組合(神奈川県足柄下郡湯河原町)
- 労働者協同組合あるく(熊本県熊本市)

2022年(令和4年)11月9日 水曜日 (8)



「かりまた共働組合」が誕生 県内で初設立の 労働者協同組合 組合員が出資・経営・労働担う

「かりまた共働組合」設立総会が開かれた。7日、狩俣公民館の役員を担うこと、地域における多様な需要に応じた事業を行うことができる労働者協同組合法が10月1日に施行された。それを受けて、狩俣公民館で7日、労働者協同組合「かりまた共働組合」の設立総会が開かれた。組合の定款、事業計画に属する組合員が

組合に属する組合員が、収入・経営・労働のすべてを担うこと、地域における多様な需要に応じた事業を行うことができる労働者協同組合法が10月1日に施行された。それを受けて、狩俣公民館で7日、労働者協同組合「かりまた共働組合」の設立総会が開かれた。組合の定款、事業計画に属する組合員が

画、収支予算などが原案通り承認され、理事長は根間太一さん(28)が選任された。県内では初の労働者協同組合の設立となる。

同組合は「共に生き、共に働く社会」の実現のため、住民が協同・連携し、人と地域に必要な仕事を起こし、「良い仕事」を通じて地域社会の主体者になることを目指す。

初年度の事業計画として▽地元食材を活用した幼稚園や高齢者等への配食事業▽海産物の直売会や地域産物でのオーソドナル販売▽地域から委託を受けての農地除草・管理業務▽高校生への登校、高齢者の通院支援などを予定している。

今年度、休園中だった狩俣幼稚園が3年ぶりに再開



根間太一理事長

「労働者協同組合ワーカーズコープちば」へ先陣切って法人移行総会



宮古新報(11/9)

日本労協新聞(11/5)

可部が中学男子組手V

地区少年少女空手連手権
第6回宮古地区少年少女空手道選手権大会(主催・県宮古空手道連盟)が5日、久松小学校体育館で3年ぶりに行われ、兵庫県、沖繩本島、八重山地区など県内外から延べ156人の児童生徒が形と組手で技を競った。競技の結果、中女子組手の部で福岡県(虎風館本部)、同男子部で可部悠太郎(瑞穂館)がそれぞれ優勝した。古地区からは渡邊陽貴

労働者協同組合法を活かす分野・テーマ・政策



■「完全就労社会」

- ・就労困難な人々の仕事づくり・働く場づくり
- ・新しい職業訓練、既存の職業訓練のアレンジ、中小企業の職場づくり支援、学校における働く学び

■「地域自治」(継業の促進、コミュニティづくりの推進)

- ・小規模多機能自治の推進、自治会の活性化、新たなコミュニティづくり、地域文化の継承と新たな位置づけ

■「地域福祉」

- ・地域共生社会と包括的・横断的な福祉実践、施しの福祉から双方向で広がりを持った「ケア」へ

■「地域環境・産業」

- ・第1次産業の本質的な位置づけ直し、掛け合わせ(×教育、福祉、健康、文化…)
- ・「継業」「集落営農」など、地域の歴史・文化・伝統を継承し発展させるために
- ・気候危機と防災を重視する産業(自然・再生・循環型のエネルギー、小農・小規模林業、非市場・非貨幣)

■「新しい経済」

- ・大ききから循環へ、身近な資源の活用循環、手作り、贈与、コミュニティづくり
- ・継業と地域資源の保全・継承・活用

■「多様な学び・育ち」

- ・「主体的・対話的・深い学び」「体験・体感」を重視する学びの場づくり…森のようちえん
- ・「オルタナティブ・デモクラティック」な学びの場づくり…フリースクール、ホームベースドエデュケーション

■「若者」「女性」「高齢期」

- ・新しい働き方による活躍の場づくり、子ども若者の未来創造、ジェンダーギャップ解消、高齢期の位置づけ

人口が減少する社会を地方創生から編み直す



- 日本全体が人口減少することを大前提に、社会全体を再設計する
- 地方創生は、「(東京)一極集中」を中心ターゲットとし、各地の人口減少を食い止める総合戦略を求めた(まち・ひと・しごと)
- 一方で「圏域」と「社会」という土台を考えないと、「人口の奪い合い」が社会の崩壊を招く
- **どんな「まち」を構想するのかを、「コミュニティ」のあり方から考えること**
- **どんな「ひと」を展望し、「ひと」の学びと育ちと働きを統合し、生き方として捉えること**
- **どんな「しごと」が、人とコミュニティをつないでいくのか**
- 大きなテーマは、島国日本に育ち引き継がれてきた「和の文化」をどう活かすのか、ということ
- 「和の文化」の大きなテーマは、自然に対する「畏敬」「畏怖」であり、八百万の神という捉え方

「コミュニティ」とは何か



人間が、何らかの**帰属意識**をもち、
その構成メンバーの間に一定の**連帯**ないし
相互扶助(支え合い)の意識が働いているような集団
共同体・集落・隣近所・・・

広井良典「コミュニティを問い直す」(ちくま新書、2009年)

山極壽一氏(前京都大学総長)によれば、
「**弱い生き物**」である人間は、他の動物の襲撃や自然の脅威に対しての
対抗的・防衛的な必須の機能としてコミュニティを必要とし、
このコミュニティは「**ともに食べる**」「**ともに育てる**」を特徴としていたとされる

「コミュニティ」の崩壊と社会の変容



- ・コミュニティの弱体化(家庭、学校、会社、地域)
- ・人口の移動と偏重(人間の三世代構造の崩れ、都市と農山村)
- ・社会保障制度の必要(年金、医療、介護、子育て…)

明治以降の社会づくりの基本コンセプトは、欧米に追い付き追い越す
植民地主義への対抗、資本主義経済の導入

「工業化」の流れの中で、「画一化」(特に学校教育)、
「都市化」(工業地帯形成)が進み、コミュニティの解体が加速した

「新たな地域コミュニティ」が必要とされる社会背景



- ・人口減少、少子高齢社会
- ・分断、格差、孤立、貧困の拡大
- ・平成の大合併・・・基礎自治体の広域化
- ・生きづらさが多くの人々を覆う・・・生存の危機
- ・環境気候の危機・・・地球規模の持続可能性の危機

「協同(ともに働き暮らす)」と「共生(生態系)」の危機

価値の転換と創造～労働・企業・経済とは



「労働」を「はたらき」に
「企業」を「よりどころ」に
「経済」を「おたがいさま」に
これらの「質」と「多様性」によって構成される地域

この価値転換を実現するためには
「住民参加」「市民自治」「当事者主体」が実感できるコミュニティづくりを

協同労働による持続可能で活力ある地域づくり 相互扶助(ケア)を前提とする「コミュニティ経済」



●経済とは・・・人間の経済行為(カール・ポランニー)

- ・交 換・・・市場
- ・互酬性・・・コミュニティ(共同体) ※ これらはすべて相互扶助(おたがいさま)
- ・再分配・・・政府

●コミュニティ経済の特徴・・・「ケア経済」とも言い換えられる

- ①「経済の地域内循環」
- ②「生産のコミュニティ」と「生活のコミュニティ」の再統合
- ③経済が本来持っていた「コミュニティ的」(相互扶助的)性格の再評価
- ④有限性の中での「生産性」概念の再定義

(「人口減少社会という希望 コミュニティ経済の生成と地球倫理」2013年、朝日選書、広井良典)

地域共生社会 他分野との連携

<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/renkei/>



- 厚生労働省 社会保障全般、**労働者協同組合**
- 農林水産省 食育の推進、農福連携、(農村RMO)(森林環境譲与税)
- 総務省 関係人口、ふるさとワーキングホリデー、地域おこし協力隊
- 内閣府 地方創生、小さな拠点、地域運営組織の形成
- 文部科学省 子どもの貧困対策の推進、(主体的・対話的な深い学び)
- 国土交通省 都市再生、(グリーンインフラ)
- 環境省 地域循環共生圏、(30by30、OECM)
- 国連 持続可能な開発目標(SDGs)
- (経済産業省 中小企業、地域経済産業、コミュニティビジネス)

地域共生社会・地域循環共生圏、地方創生などに労働者協同組合法を活用
上記の制度・政策に労働者協同組合の活用が有効である可能性

地域の自治を焦点とする「協同労働」の活用



- 全国共通して「自治組織」の形骸化・弱体化が深刻
 - ・ 帰属意識の低下、参加意欲の希薄化・・・当事者意識の危機、お任せ主義の台頭
 - ・ 少子高齢化、担い手の不足・・・人口構成の崩れ、地域産業の衰退
- 小規模多機能自治・地域運営組織の挑戦
 - ・ 様々な地域組織の統合、全住民参加型の地域運営、公民館機能の強化、一人一票
 - ・ 循環する経済、地域通貨の新たな試み、ふるさと納税、クラウドファンディング
 - ・ 地域資源活用型の子育て・教育・・・女性と子どもを軸とする地域デザイン
- 地域の自治組織の再編・活性化を基盤とする「協同労働組織」の結成
 - ・ 世帯アンケートから個人アンケート(子ども含む)へ
 - ・ ワークショップや講座を通じた住民による地域デザインと、その実行主体の結成
 - ・ 閉ざされた地域コミュニティを、働き手と仕事を通して外とつなぐ「協同労働組織」

地域のWell-Beingを高める協同労働



●世界幸福度調査(「World Happiness Report2020」国連・持続可能な開発ソリューション・ネットワーク(SDSN))

- ・2022年度、日本は54位(146か国)・・・56位(2021年)、 62位(2020年)
- ・高い評価・・・ 一人当たりGDP(28位/146国)、健康寿命(1位/141国)
- ・低い評価・・・ **自己決定権(74位/145国)、寛容性(127位/146国)**
人生評価/主観満足度
- ・自己決定権・・・働く環境の自由度、言論・報道の自由度(民主主義、個性)
- ・寛容性・・・寄付、人助け、ボランティア(多様性、エンパシー)

●協同労働によるWell-Beingの向上

- ・「働く」「職場」「コミュニティ」に自己決定と寛容性(多様性)を埋め込む
- ・幸せを感じる労働で構成される職場をコミュニティ化する
- ・コミュニティとしての職場に、暮らしや地域・自然などの要素が持ち込まれる
- ・仕事を通してWell-Beingは地域にあふれ出し浸透する

地域の文化的基盤としての「協同労働」



- 働くこと・くらすこと・生きることを、切り離さず一つに結ぶ
- 一人ひとりの個性を活かし、主体性を高め、多様性を認め合い、協同性を育む
- 人と地域の豊かさを高める「よい仕事」を探求する
- 「協同」と「共生」の感性を高め、その作法を磨く
- 地域に暮らし働く人たちの「幸福度」を高める
- 職場を「コミュニティ」として育み、地域に「無数のコミュニティ」を創出する

労働者協同組合の設立・運営にあたって



何をやるか…仕事と暮らしから仕事を発想する

事業限定がないという意味…専門性や階層の壁をこえてつなぐ

どうやるか…「協同労働」を探求し続け、発信・交流する

「住民参加」「市民自治」「当事者主体」

どうつくるか…上記をベースに組織を形成する

「自主・自立・自発」を基礎としながら「社会連帯」を広げる

究極の目的は何か…「持続可能」「活力」「Wel-Being」「コミュニティ」づくり

「労働者協同組合」の健全な発展、 「協同労働」の深化に欠かせない連合会機能



●日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会が構想する「連合会機能」

○代表機能

・ナショナルセンター ・政府自治体等への政策提言 ・議連カウンターパート ・原則指針の提示 ・連携

○コーディネート・プラットフォーム機能

・会員交流 ・情報共有 ・研修 ・会員間連携

○支援機能

・新規設立 ・経営会計 ・財政 ・相互監査 ・金融機関連携 ・事業推進 ・サポート制度 ・第三者機関

○開発機能

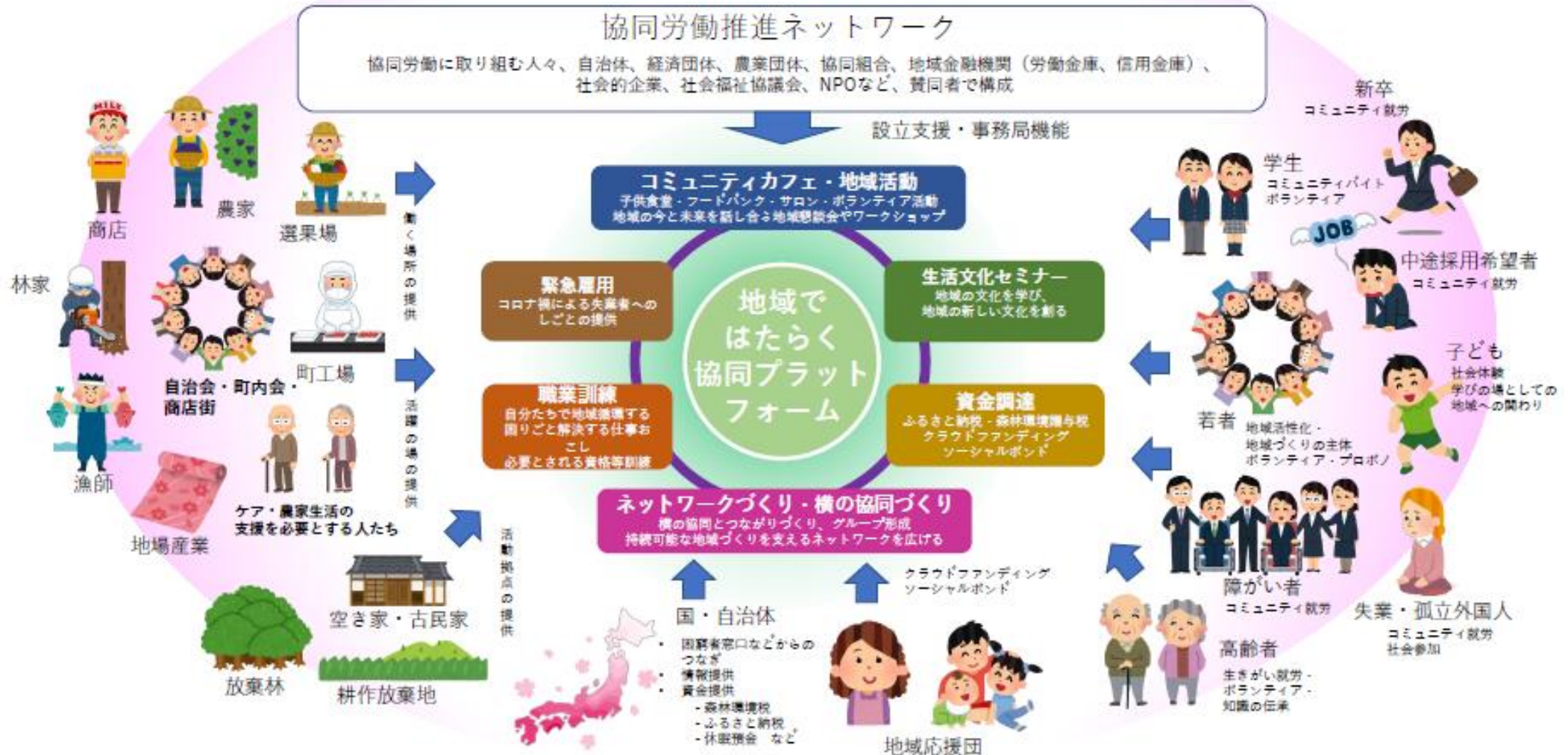
・新規事業 ・人材育成 ・人事交流

※協同組合という性格上、中間支援というより、会員相互の協同・連携等を重視するための「連合会」

協同労働を推進するネットワーク



共生の地域社会・地域循環経済



協同ではたらくガイドブック—実践編—

一般社団法人協同総合研究所発行



これまでワーカーズコープが培ってきたノウハウを一冊にまとめました。

わたしたちが暮らす地域で、わたしたちに必要な仕事を、わたしたち自身がおこなう。

協同労働やワーカーズコープへの注目が集まる中、実際に立ち上げるために必要な手続きや法制度の中身について解説しています。ご関心のある方はお気軽にご注文ください。

第1章 新しい働き方をつくろう

第2章 実践的に考えてみよう

第3章 労働者協同組合を設立しよう

第4章 協同労働を実践する労働者協同組合の紹介

〈資料〉・各種法人格の違い

・定款の基本

・協同労働の協同組合の原則

2021年12月1日発行

発行・制作 一般社団法人 協同総合研究所

定価:1,100円(税込)

B5判・全80頁

<https://jicr.roukyou.gr.jp/202110271823/>

<必要>から始める仕事おこし 「協同労働の」可能性

岩波ブックレット



暮らしや地域に必要な仕事は自分たちで立ち上げよう!働く者たちが自ら出資して仕事をおこし、経営にも携わる。労働者協同組合法が成立し、いま「協同労働」という新しい働き方が広がろうとしている。行き詰る日本の雇用や労働の問題を浮き彫りにしながら、「協同労働」の意義や具体的な実践を検証し、その可能性を探る。

2022年2月4日発行

著者 日本労働者協同組合連合会 編

定価:682円(税込)

A5・並製・88頁

<https://www.iwanami.co.jp/book/b599105.html>

日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会ホームページ

<https://jwcu.coop/>

新しい働きかた図鑑

<https://workstyle.roukyou.gr.jp/>

参考資料
実践・設立事例

実践事例①ワーカーズコープ・センター事業団 北海道札幌市;篠路まちづくりテラス和気藍々



札幌市「篠路コミュニティセンター」(指定管理者施設)で就労する組合員が地域と協力して、2017年に商店のない地域に立ち上げたコミュニティカフェ。地元の製粉工場の粉を使った手打ちうどんやスイーツなどを提供。2021年7月より、浦河べてるの家のみなさんと連携し、当事者研究を実施。

2018年から、札幌市の独自制度「障がい者協働事業所」に選定され事業開始。障害のある人が8人、障害のない人も14人全員が出資して、ワーカーズコープの組合員となり、話し合いを重ねながら運営。

「精神疾患とともに生きる会」「統合失調症を語る会」「うっせいクソババア思春期の会」「子どもの発達に不安のあるOK親の会」「絶滅危惧種専業主婦の会」など、組合員が障害も困りごととも地域に発信して、ともに語り合うイベントを毎日開催。

実践事例②株式会社Compath

北海道東川町；人生の学校、日本版フォルケホイスコーレ



北海道東川町/School for Life Compath

デンマーク発祥のフォルケホイスコーレ

人口8,000人の町、東川町でつくる「人生の学校」

はじまりは、デンマークへの2人旅。道中、ふたり揃って一目惚れしたのはフォルケホイスコーレという「人生の学校」。年代も背景もばらばらな人たちが、人生で必要な時に立ち止まり、共に暮らし学び、感性を磨く。森の中で、コーヒー片手に互いの哲学を語り合う人生のための学びの時間。

「なんでこれ日本にないんだろう、欲しいね」そんな探究の旅から、活動は始まっている。人生の旅のお供、コンパスに共に歩む小道という意味を込めて。



「私のちいさな問いから社会が変わる」を合言葉に、二人の若い女性によって北海道東川町に設立された「人生の学校」School For Life Compath。北欧独自の成人教育機関で、試験や成績がいつさいない、フォルケホイスコーレをモデルにした大人の学び舎「人生の学校」に大学生からシニアまで多世代が集まる。東川町役場に所属する地域おこし協力隊で、「株式会社Compath(コンパス)」共同創業者の安井早紀さん・遠又香さん。協同労働との親和性を感じ、ワーカーズコープとの交流が始まっている。

実践事例③ワーカーズコープ・センター事業団 宮城県登米市;生活支援チーム「SKECHA」(すけっちゃ)



宮城県登米市のSKECHA生活困窮者自立支援事業を契機に立ち上げた、当事者による中間的就労の場、生活支援チーム「(すけっちゃ)」。



地域の課題解決に、当事者が活躍する場をつくる。当事者8人が参加（登米市、栗原市、大崎市の宮城県北部）相談支援の当事者や地域の人に参加するフォーラムを開催し、問題関心ある人との出会う機会をつくっている。



地域から、ごみ屋敷清掃の依頼。子ども食堂と一緒に取り組んでいるお寺の敷地内の草取り、及び時期に合わせたお墓の清掃を依頼され実施。

実践事例④ワーカーズコープ・センター事業団 埼玉県ふじみ野市;ふじみ野地域福祉事業所デイサービスそらまめ



原発事故避難者を支援してきた中の6人の女性たちが、2012年4月に立ち上げた地域福祉事業所。
2020年3月、埼玉県とNPO法人埼玉自然エネルギー協会、そして地域の募金によりデイサービスの屋根に太陽光発電パネルを設置。

被災地福島から避難して来られた方々から「息が詰まりそう…畑がしたい」という切実な想いに応え、地域の農家の協力を得て、農作業を開始。利用者と地域の人と共に土に触れ、作物を育て、収穫、料理して一緒に食事。食料自給率70% (肉、魚はパルシステム)。F(食)E(エネルギー)C(ケア)の自給・循環コミュニティづくりをめざしている。



実践事例⑤ワーカーズコープちば

千葉県船橋市;社会連帯活動「みんなのうちに おとなりさん」
フードバンク、制服バンク



2012年にフードバンクを設立。

社協など多様な団体から食品を提供してもらい、困窮者支援。コロナ禍で月200件に。台風被害による食糧支援も。2020年9月には、千葉銀行とちばぎん証券、県社会福祉協議会と食品提供等に関する包括連携協定を締結。



2017年4月には制服バンクにも取り組み、障害のある人が働く事業所でクリーニングしてもらい、安価（一着3千円）で販売。



実践事例⑥ワーカーズコープ・センター事業団 東京都豊島区;としま宙事業所の「居場所づくり」



豊島区から委託された「豊島区子ども若者総合相談アシスとしま」（2018年7月～）、東池袋フレイル対策センター「いーとこ」（2019年4月～）を運営。

コロナ禍で休館となり、全利用者に状況確認の電話連絡（若者、高齢者200人）、利用者へのお便り配布、声が寄せられた。「大学に入学したが誰にも会えない」「就職活動が不安」「一人暮らしなので声を出す機会がなくなった」「やる気が起きず食欲がない」「杖を使うようになった」。

再開後は、地域懇談会を開催し、お互いの連絡が取り合えるSNSを活用した講座や「ポールdeウォーク」、つながりをつくる居場所（サードプレイス）としての「もちこみごはん」などに取り組んでいる。



実践事例⑦ワーカーズコープ・センター事業団

東京都豊島区;豊島地域福祉事業所自立支援センターまめの樹



2004年、中野養護学校（当時）からの要請に応じて、清掃事業所の組合員が、生徒と保護者、教員が受講するヘルパー3級講座を学校で開講。卒後の働く場所を模索するなかで東京都の職業訓練講座や居場所づくりに取り組み、自立支援センターまめの樹を

2007年立ち上げ、豊島区内の公園清掃（16カ所）、清掃用具などの受発注、製造・加工。2010年カフェまめの樹を立ち上げ、子ども食堂や埼玉県川越で畑仕事も。障害のある人もない人も対等の関係で話し合っている。今後、グループホーム立ち上げに向かう準備を開始。

清掃道具の受発注、製造・加工

要町事務所

ワーカーズコープの全国の清掃現場から清掃資材を受注

清掃資材の梱包・発送

クリーンキラース（次亜塩素酸水溶液）の製造販売

清掃道具の製造、加工



実践事例⑧株式会社 創造集団440Hz 新宿区；不登校・ひきこもり経験を活かす会社



不登校・ひきこもりを経験した若者たちが立ち上げた株式会社。映像やデザイン制作が主な事業。同じような経験をした若者が集まる大学に入り、そこで出会った仲間とともに学びながら、「自分たちにあった働き方を求めて、既存の会社に入るより、起業した方が早いのではないか」と考え、大学時代に繋がりを持った人たちに出資を募り、自分たちでもお金を出し合って起業。

組織運営は、毎週の全員参加の話し合いで、従業員も取締役も対等な立場で意見を述べ合って決定。それぞれの経験から、仕事で無理をしそうなきはお互いにフォローし合ったり、それぞれの人生を大事にする。また利益を重視するのではなく、依頼主との関係を大事にするということも話し合う。

「私たちには失敗しても受け止めてくれる場がありました。そして、存分に試行錯誤して、一緒に変わっていける仲間がいました。そのことが当法人の設立へとつながりました」と語る。ひきこもりの支援者が集まる全国大会で紹介された労働者協同組合。「自分たちの目指す働き方に近い」と感じ、現在労働者協同組合の設立を検討中。



実践事例⑨ワーカーズコープ・センター事業団 東京都立川市；誰もが楽しく働ける職場づくり



東京都立川市、2012年市役所をリノベーションして新設された「子ども未来センター」。ワーカーズコープは開設初年度より3事業を指定管理者として運営して8年目。組合員は14人。年代は30～70代と幅広く全員女性。離職率が低く、「楽しさを共有しよう」という空気がある。専門性の研修以外に、業務以外での共有時間を大事に。また頻繁に「話し合い」をする。陰口や意地悪は「もやもやとした不安」が原因のことが多く、仲間で話し合いを繰り返し、疑問や不安、不満を解く努力を尽くす。現場で働いている仲間の多くが子育て進行中。急な家庭の事情で誰かが休まないといけないとき、LINEグループで共有すると「それなら私、今日出ます」とスムーズに代替わりの人が決まる。「この職場にいる時間が楽しい」という人たちがいて、シフトを埋めてくれる。「この職場にいる時間」が幸せなものであってほしい。そんな働き方がワーカーズコープではできる。



実践事例⑩ワーカーズコープセンター事業団 東京都八王子市；エシカルなライフ&ワークの店

多摩信用金庫の一階にオープンした「まちの駅 CHITOSEYA」。
エシカルをコンセプトに、地元八王子の様々な価値を発信し消費する拠点。
「量り売り」「地元農家の旬の野菜」「オーガニック」「プラスチックフリー」な
などを表現する商品と、こうした商品を「学ぶ」スペースとイベントを中心に展
開中。

とりわけ、「環境に負荷をかけない」生活を実践する輪を広げつつ、一方で
「働く」ことの中に倫理観や利他、そして地域の暮らしや産業を持続可能に
するための「労働」を探求中。



エシカルとは、人や社会、環境や地域に配慮した考え方や行動のこと。「自分にいいことが、未来にいいこと」につながります。

CHITOSEYA が大切にしている 3つのエシカル

生物多様性への配慮

- 地球上のどんなものにも命があること、命をいただくことへの感謝を忘れず、食べ物やものを大切にします。
- 農業をできるだけ使わず、自然環境や身体にやさしい野菜を栽培する農家や、アニマルウエルフェア（動物福祉）の考え方を持った酪農家の乳製品を取り扱います。
- プラスチックごみを減らすためにパッケージを簡素化し、量り売りの「ゼロ・ウェイストショップ」に挑戦します。
- 生ごみを分解して、堆肥として土に戻していくコンポストの活用や普及に取り組みます。
- 自然環境や身体にやさしく、安心して使える生活雑貨をセレクトして取りそろえます。
- 日々の暮らしのなかに、エシカルを楽しく無難なく取り入れられる方法をシェアしていきます。



地域への配慮

- 生活を身近に支えている、地元の生産者の農産物、お店の食材や商品を選び、その良さを知ってもらうことで、地域の経済を応援します。
- ものづくりの伝統を受け継ぐ匠の製品を紹介し、その後継者や技術の伝承を応援します。
- 地域の老舗や事業者、福祉施設、NPOなどとのつながりとコラボレーションを大切にします。
- 「まちの駅」として、みんなが立ち寄り、地域のことを知ることができ、まちと人とのご縁ができる、小さな拠点となります。

人・社会への配慮

- 子育てひろばや子どもの居場所、オレンジカフェ（認知症カフェ）など、支えあいのきっかけづくりに取り組みます。
- フェアトレード商品や障害のある方が作った製品を販売することで応援します。また、就労に困難を抱える方を受け入れる「ソーシャルファーム」の活動に協力します。
- 地域で新しいことに挑戦したい人を応援します。
- 「まちライブラリー」をひらくことで、本のリサイクルと、本を通じた人と人とのつながりをつくります。



実践事例⑪エコストア・パパラギ 神奈川県藤沢市；海を救え！ダイバー発の店



気候変動の影響を受け、悪化の一途をたどる海の中を見つめてきたプロのダイバーが始めた店。ノンプラスチック商品、量り売り、無農薬などの環境負荷をかけない商品の販売。

こだわりは「ワーカーズコープ」(協同組合)による運営。脱プラスチック、CO2排出ゼロを目指すためには、利益追求を優先した法人経営では限界との判断。労働者協同組合法人への移行を検討中。

レジ袋はありません
ラッピングはありません
プラスチック製品ありません

人と健康と地球を大切に
する気持ち
いっぱいあります

プラスチックさん
さようなら！
ノンプラスチック製品
約90品目取り揃え

容器包装さん
さようなら！
BULK STORE形式で量り売り

農薬・添加物・化学物質よ
さようなら！
食生活から住環境まで完全無添加

エコストアパパラギ
特選通信販売はこちらから



実践事例⑫松野学区社会福祉協議会 静岡県静岡市；あけぼの橋クラブ



松野学区助け合いの会「あけぼの橋クラブ」
**ボランティア
スタッフ募集!**

「あけぼの橋クラブ」の役割
協同労働の趣旨に基づき、支え合いの仕事を起こし
地域で困っている方を援助する団体です。

利用者は利用料（利用チケット500円・100円券）を支払い、
支援者は活動内容に応じて対価を受けとります。

「松野学区助け合いの会」研究会メンバーのみなさんです。わからないことをお聞かせください。

油山	海野和義さん 海野康仁さん 海野由美子さん 海野高治さん 野崎俊一さん 根本真さん 松永恵子さん 松永さちよさん 望月聡さん 諸星世次さん 吉岡秀規さん
松野	稲葉正さん 小川達明さん 松本昌作さん 田島潤知子さん

原則として、毎月第3土曜日午後7時より9時ごろまで油山公民館にて「あけぼの橋クラブ」定例会議を開催しております。興味ある方は自由にご参加ください。

「主催者および収事務所」 静岡市葵区油山1-6-9-5 松野学区社協会長 吉岡秀規 (fax 054-294-0534)

静岡県労福協の元会長である吉岡さんが中心となり、松野学区において社協の活動の一環として住民アンケートを実施。高齢化による困りごとと、地域のためにやれることなどが具体的に明らかになる中で、「住民相互の助け合いのしくみ」「時代を担う若者たちがこの学区で活躍し住み続けてくれるように」と、協同労働の趣旨に基づいて助け合いの会「あけぼの橋クラブ」を設立。労働者協同組合法施行後は、活動を担う組織を「協同労働」の組織として再編を予定。

設立までの経過

2019年6月	「地域づくり会議」設立と「推進員」公募について、松野学区回覧配布
9月4日	第1回「松野学区地域づくり会議」開催
11月2日	第1回「油山地区づくり会議」開催
2020年1月17日	「松野学区地域づくり会議」→「松野学区助け合いの会」研究会へ統合
9月30日	第1回「送迎支援検討会議」開催
2021年1月22日	「送迎支援検討会議」→「松野学区助け合いの会」研究会へ統合
2月5日	松野学区自治会連合会3役会（住民アンケート要請）
2月19日	第3回「松野学区助け合いの会」研究会（住民アンケート配布準備）
4月2日	第4回「松野学区助け合いの会」研究会（住民アンケート集計）
6月11日	「油山地区づくり会議」→「松野学区助け合いの会」研究会へ統合
2022年4月9日	「あけぼの橋クラブ」設立総会

松野学区社協
(松野学区全体結果)

Vol. 01
2021年4月号

住民アンケート ご協力ありがとうございました

3月に協力いただいた「全住民アンケート」の結果がまとまりました。まずは、松野学区全体の結果をご覧ください。

助け合い仕組みは必要だと感じますか？(学区全体)

学区全体の年齢構成

今の生活困りごとベスト3!

第1位 庭の雑草取り (18人)

第2位 買い物 (14人)

第3位 通院 (13人)

支援できることベスト3!

第1位 ゴミだし (101人)

第2位 買い物 (80人)

第3位 庭の雑草取り (66人)

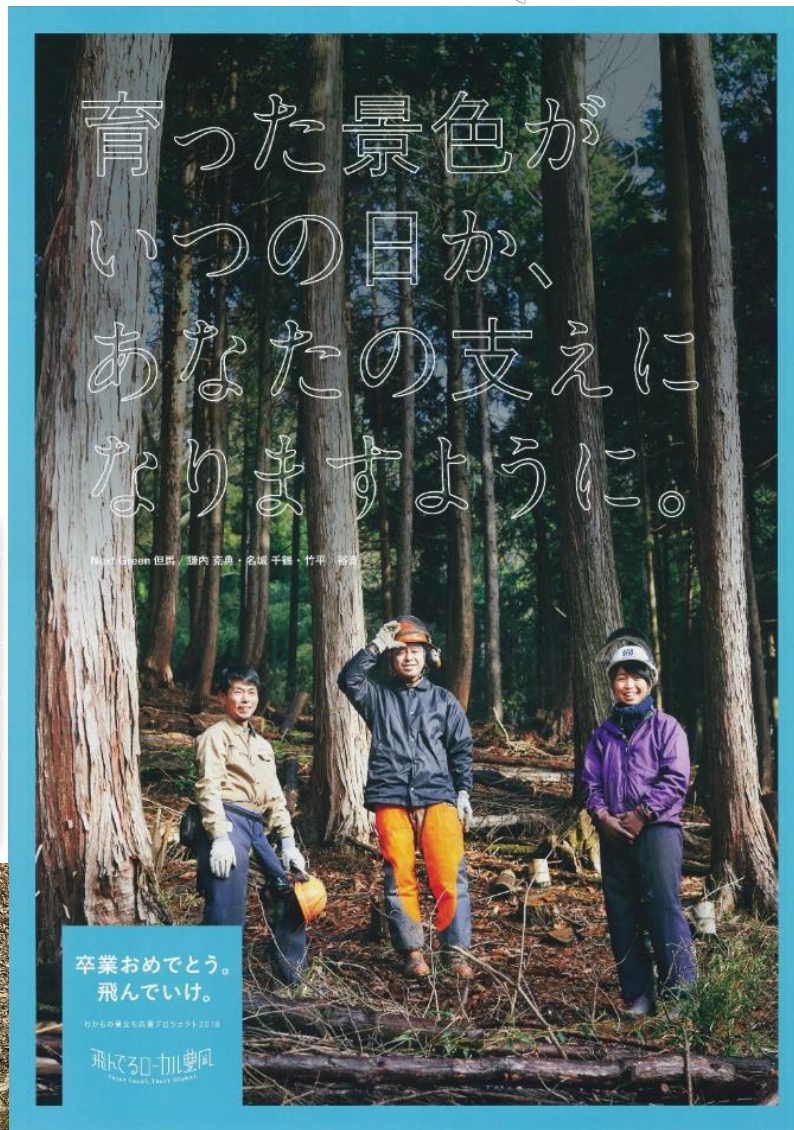
助け合いの仕組みづくりが必要!

2022年4月9日

実践事例⑬ワーカーズコープセンター事業団 兵庫県豊岡市；若者就労支援から森の百業へ



地域若者サポートステーションの運営を通じて、職業訓練などを活用し「就職支援」から「仕事づくり」へと取り組みを発展させてきた。「廃校活用」「地域活動支援センター」「困窮者支援」「小規模林業(森の百業)」と領域を広げ、里山や自然を活用する「森のようちえん」づくりを準備中。また豊岡市の施策とも連動し、「OECM(保護地区以外で生物多様性を効果的かつ長期的に保全する地域)」「30by30(2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標)」に取り組む。



実践事例⑭はんしんワーカーズコープ 兵庫県尼崎市；商店街との連携



2014年に緑化事業・介護を中心に立上げ。阪神尼崎駅近くの三和商店街の中に事務所を構え、地域共創Lab.を開設。

「刀トング」づくりのワークショップから子どもたちと地域のゴミ拾い、障害のある児童の居場所(児童デイ)を開設し、子どもたちと商店街の交流事業、商店街の中での「押し!? チャリンピック」、大学生のフィールドワークを通じた商店街活性化、生活困窮者の就労支援－就労準備支援、認定就労訓練事業(尼崎市より広報の公共施設への配布など)に取り組んでいる。

2022年度尼崎市より「就労的活動支援コーディネーター」(厚労省：地域支援事業)を活用した「高齢者生きがい就労事業」を開始。



実践事例⑮ワーカーズコープ・センター事業団 福岡県春日市;春日地域福祉事業所みんなのおうち「ひまわり」



春日事業所では児童センター3館(指定管理者)を運営
「飛び出せ！！児童センター」として、ひまわりの応援でフード
バンクの食材でカレーを作ってキッチンカーで「テイクアウト食
堂」を1月から開始。市内5か所の公民館で一回当たり30食以内
限定、独居老人宅に自治会の方と一緒に届けている。

2012年に中・高生の居場所として立ち上げた地域福祉事業所ひまわり(放課後等デイサービス、日中一時生活支援など)。地域の様々な困難(不登校、障がい、ひきこもりなど)を抱える人々の拠り所として活動。コロナ禍で障害のある児童や居場所を拠り所に行っている若者たちにとっては、ひまわりが果たす役割では限界に。就労支援B型事業所を立ち上げ、地域につなぐ就労の場づくりへ



設立事例①労働者協同組合かきまた共働組合

沖縄県宮古島市;狩俣地区自治会を母体にワーカーズコープ立ち上げ



宮古島の狩俣自治会では、少子高齢化(人口460人中18歳以下は40人)により集落消滅の危機が迫る中で、持続可能な地域をめざして、太陽光発電で充電した電気自動車による通学や高齢者の通院などの送迎、休園していた幼稚園の再開を実現し、給食づくりを有志でサポート。売り物として扱われなかった地元産の魚の販売を買い取り、総菜として販売する漁業の6次産業化、後継者不足に悩むサトウキビ畑の管理などの事業を、自治会の役員ら展開。自治会の事業にもかかわらず法人格がないため個人名義の事業となっていた。



「昨年11月ワーカーズコープを招いた学習会で『自分たちが求めていたカタチとぴったりで、すぐに設立を決めた』『一人ひとりが経営者みたいだ』『若い世代が戻りたいと思える地域づくりへ、労協を最大限活用したい』と」。4月には任意団体「かきまた共働組合」を設立、11月7日に「労働者協同組合かきまた共働組合」の設立総会を開催(公明新聞10月13日、朝日新聞10月31日参照)。



幼稚園の給食作りを見守る国仲会長(左)=沖縄・宮古島市



住民から人気のある魚の直売=沖縄県宮古島市

設立事例②Camping Specialist 労働者協同組合 三重県四日市市



『四日市は31万人のまちなのに、テントを張れるキャンプ場が一つもない。何とかならないか』とコロナ禍で遊びに来た友人から、四日市市議の樋口龍馬さんが相談を受け、2年前に仲間と一緒に野営キャンプ場を立ち上げ。

山林・原野で不法投棄がすごかった1万4000㎡の市有地を年間2万円で借り、2年間かけて木を1本ずつ切りながら山を開墾して整備。昨年は2,500件のキャンプ利用者が活用。10月15日に労働者協同組合の創立総会を行い、同17日に設立登記。

「協同労働で立ち上げようと思った決定的な理由は、ボランティアだと無責任にもなりかねないが、協同労働では出資を行う雇用契約を結ぶことで、一定の責任を持ちながら共に労働することができる。今後、市議会議員として、協同労働をどうフォローアップできるか」(樋口市議)と10月5日には四日市市議の超党派で協同労働推進議員連盟を設立。



参考資料

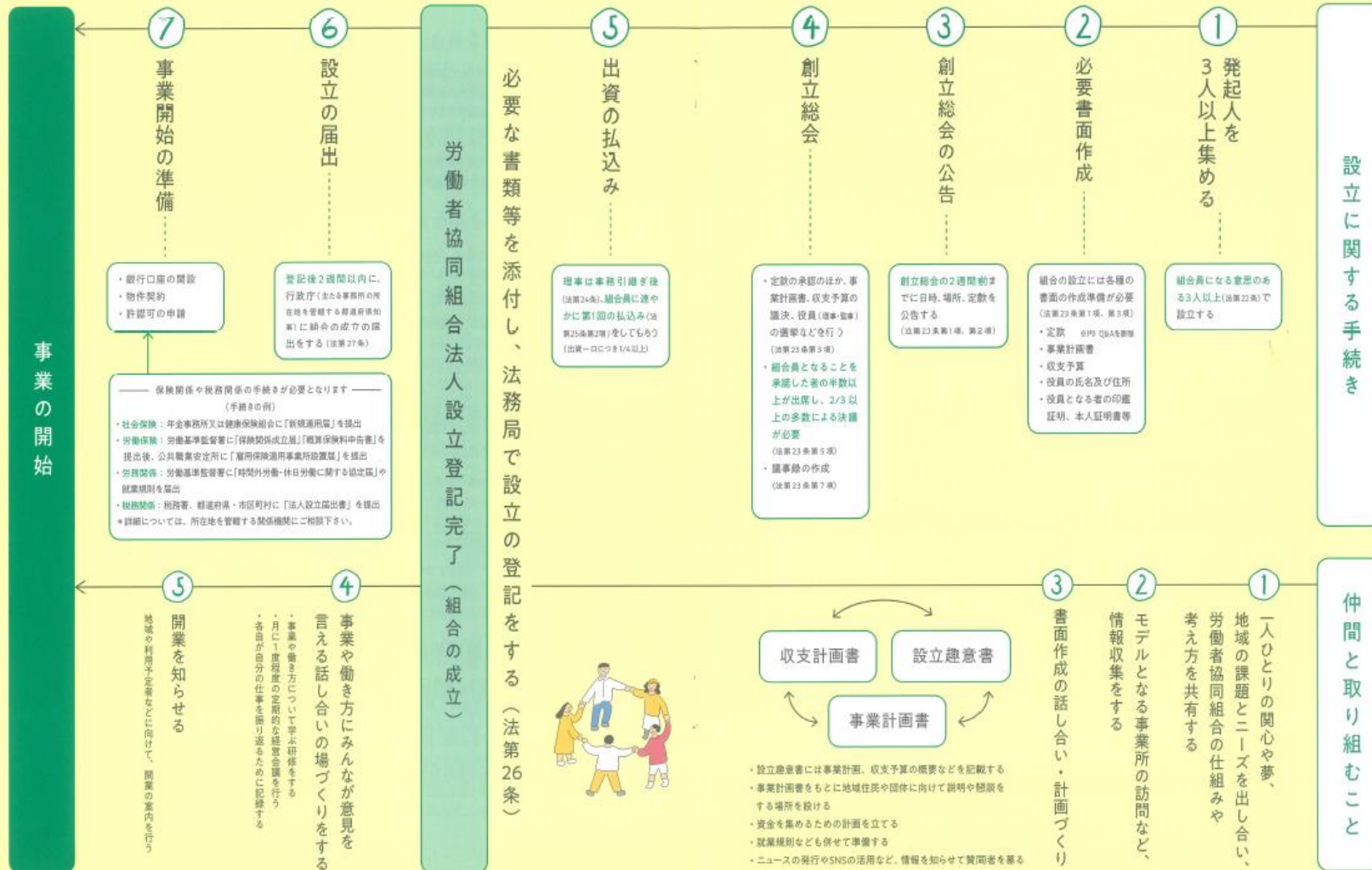
税制・新規設立・組織移行

法人設立・登記・事業開始フローチャート



労働者協同組合を立ち上げよう - 設立の流れ -

労働者協同組合を設立し、事業を開始するまでの各種手続きのポイントをおさえます。設立する仲間と話し合い、一つひとつ確認をしながら進めていきましょう。



「特定労働者協同組合」の適用税制



特定組合と、特定でない組合の税制上の相違点

①法人税法施行令で定められた収益事業にのみ、法人税が課税される

- 普通法人は収益事業、非収益事業の区分に関わりなく、発生した所得はすべて法人税が課税されます。「全所得課税」と呼ばれます。特定でない組合は全所得課税です。
- 特定組合は「公益法人等」のグループに入ることになり、収益事業と非収益事業を区分して、収益事業にのみ課税される…「収益事業課税」と呼ばれます。

②資本金(出資金)が1億円を超えても、外形標準課税の適用がない

- 外形標準課税は事業税の一種で、資本金1億円以上の普通法人が対象となりますが、公益法人等には課税されません。

③法人市県民税の均等割が最低税率

- 法人市民税は普通法人の場合、資本金(出資金)、従業員数によって下図のように大きく変化しますが、公益法人等の場合、出資金、従業員数の多寡に関わりなく、最低税率が適用されます。

資本金等の額	志木市内の従業者数 (年税額)	
	50人超	50人以下
50億円超えの法人	3,000,000円	410,000円
10億円を超え、50億円以下の法人	1,750,000円	
1億円を超え、10億円以下の法人	400,000円	160,000円
1千万円を超え、1億円以下の法人	150,000円	130,000円
1千万円以下の法人	120,000円	50,000円
上記以外の法人等	50,000円	

(埼玉県志木市ホームページより)

新規設立の流れ



①発起人のすべきこと(作成資料)

・定款　・事業計画　・収支予算　・役員(理事、監事)案

○組合を設立するには、その組合員になろうとする三人以上の者が発起人となることを要する(労協法第22条)

○発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない(労協法第23条3項)

②公告

○発起人は定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない

(労協法第23条1項)

○前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。(労協法第23条2項)

○組合は公告方法として、当該事務所の店頭に掲示する方法のほか、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。　一 官報に記載する方法／二 日刊新聞紙に掲載する方法／三 電子公告(以下略)

(労協法第29条3項)

新規設立の流れ



③創立総会

・定款の承認　・事業計画・収支予算の議決　・役員選挙　・議事録の作成

- 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない(労協法第23条3項)
- 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する(労協法第23条5項)
- 創立総会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない(労協法第23条7項)

④出資の第一回の払込み

- 発起人は理事を選任したときは、遅滞なく、その事務を当該理事に引き渡さなければならない(労協法第24条)
- 理事は、前条の規定による引渡しを受けたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込みをさせなければならない
(労協法第25条1項)

新規設立の流れ



⑤設立登記

○組合は主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する(労協法第26条)

【登記に必要と思われる書類】※参考:組合等登記令

- 設立の登記の申請書(要押印)
- 定款
- 創立総会の議事録(施行規則第4条に則ったもの)
- 役員名簿(理事、監事)
- 役員の就任承諾書及び誓約書
- 代表者となったものが使用する印の証明、役員の印鑑証明、住民票の写し
- 出資一口の金額及びその払い込みの方法
- 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額の通帳コピー

新規設立の流れ



⑥成立の届出

○組合は、成立したときは、その成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款を添えて、その旨並びに役員の名及び住所を行政庁に届け出なければならない。(労協法第27条)

○法第27条の規定により労働者協同組合の成立を届け出ようとする者は、様式第一による届出書に、次の書類を添えて提出しなければならない

- 一 登記事項証明書
- 二 定款
- 三 役員の名及び住所を記載した書面
(労協法附則第5条)

様式第1 (第5条関係) ←

年 月 日 ←
..... 都道府県知事殿 ←
組合の住所及び名称 ←
組合を代表する理事の名 ←
労働者協同組合成立届書 ←
労働者協同組合法第27条の規定により労働者協同組合の成立を別紙の登記事項証明書、定款並びに役員の名及び住所を記載した書面を添えて届け出ます。 ←

様式は厚生労働省のHPからダウンロードできます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14982.html

定款への記載事項



- 組合の組織や業務運営の基本的規則である定款には、会社や他の協同組合と共通する事項のほか、労働者協同組合法に特徴的な事項の記載も求められている

- ・定款に記載することが義務付けられている15の事項

- ◎組合に関する事項(①事業、②名称、③事業を行う区域、④事務所の所在地)
- ◎組合員に関する事項(⑤組合員たる資格、⑥加入・脱退、⑦出資一口額と払込み方法)
- ◎会計に関する事項(⑧剰余金の処理、⑨準備金の額・積立方法、⑩就労創出等積立金、⑪教育繰越金)
- ◎その他の管理事項(⑫組合員の意見を反映させる方策、⑬役員の数及びその選挙・選任、⑭事業年度、⑮公告方法)

- ・特徴的な記載事項

- ◎事業を行う都道府県の区域

- 持続可能で活力ある地域社会の実現に資するという目的を持つことを踏まえ、その活動する区域を明らかにする都道府県は一つに限定されるものではなく、仮に全国で活動する組合であれば、全ての都道府県を記載する想定

- ◎組合員の意見を反映させる方策に関する規定

- 組合の基本原理の一つである意見反映原則を担保する趣旨

- 組合員それぞれの意見をどのように集めるのか、出てきた意見はどう集約していくのか、各組合の状況を踏まえ定める例)会議において意見を集約する場合、開催方法、開催の時期・頻度、最終的な意思決定の方法など

- 日常的に意見を集約する場合、意見箱の設置などその具体的な方法が定款に記載されることが期待される

組織変更 NPO法人→労働者協同組合



(組織変更とは)

『会社法上の組織変更とは、

- ①株式会社が、持分会社(合名会社・合資会社・合同会社)のいずれかになること、
 - ②持分会社(合名会社・合資会社・合同会社)が、株式会社になること
- をいいます(会社法2条26号)。

法人格の**同一性**は維持したまま、株式会社と持分会社間で会社の種類を変更する制度といえます』
(「BUSINESS LAWYERS」ホームページより抜粋)

現に存する企業組合又は特定非営利活動法人は、施行日から起算して三年以内に、その組織を変更し、組合になることができる(労協法附則第4条)

組織変更 NPO法人→労働者協同組合



①社員(組織変更)総会の案内

社員総会の招集に対するNPO法第14条の4の適用については、同条中「五日」とあるのは「二週間」と、「事項」とあるのは「事項、組織変更計画の要領及び組織変更後の労協組合の定款」…とする

上記を当てはめると…

「社員総会の招集の通知は、その社員総会の日よりも少なくとも二週間前に、その社員総会の目的である事項、組織変更計画の要領及び組織変更後の労働者協同組合の定款を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない」

組織変更 NPO法人→労働者協同組合



②組織変更総会

特定非営利活動法人は組織変更をするには、組織変更計画を作成して、社員総会の議決により、その承認を受けなければならない(労協法附則第16条1項)

前項の場合においては、特定非営利活動促進法第31条の2に規定する議決によらなければならない(労協法附則第16条2項)

NPO法第31条の2(解散の決議)

特定非営利活動法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない

組織変更 NPO法人→労働者協同組合



(組織変更計画)

【記載すること】

- ①組織変更後組合の事業、名称及び事務所所在地
- ②①のほか、組織変更後組合の定款で定める事項
- ③組織変更後組合の理事の氏名
- ④組織変更後組合の監事の氏名
- ⑤組織変更がその効力を生ずる日(効力発生日)
- ⑥前各号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項
(労協法附則第5条4項・第16条4項)

※右の組織変更計画書は、法務局HPからダウンロードした「持分会社⇔株式会社」の組織変更計画書の例です

組織変更計画書

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

組織変更計画書

1. 目的 ○○の販売
○○の製造
上記各号に附帯する一切の事業
1. 商号 ○○商事株式会社
1. 本店 ○県○市
1. 発行可能株式総数 ○○株
1. 上記の事項以外に定款で定める事項
別紙定款案のとおり。
1. 取締役の氏名 ○○○○
○○○○
○○○○
(1. 会計参与の氏名 ○○○○)
(1. 監査役の氏名 ○○○○)
(1. 会計監査人の氏名 ○○○○)
※ 取締役以外に会計参与等を置くこととした場合は、それらの者の氏名の記載も必要です。
1. 組織変更をする持分会社の社員が組織変更の際して取得する組織変更後の株式の数又はその数の算定方法
○○株
1. 組織変更をする持分会社の社員に対する割当てに関する事項
以下のとおり割り当てることとする。
社員○○○○について○○株
社員○○○○について○○株
社員○○○○について○○株
(1. 組織変更後株式会社が組織変更の際して組織変更をする持分会社の社員に対して交付すべき金銭、その算定方法等)
(1. 上記金銭等の割当てに関する事項)
1. 効力発生日 令和○年○月○日

組織変更 NPO法人→労働者協同組合



(定款)

定款に記載すること

特定非営利活動法人の組織変更後の組合の定款には、第29条第1項の事項の他、次に掲げる事項を記載しなければならない

・組織変更時財産額

・特定残余財産の処分に関する事項

(特定残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者はNPO法人、その他NPO法第11条第3項各号に掲げる者のうちから選定)

組織変更 NPO法人→労働者協同組合



③公告

組織変更をするNPO法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない

- 一 組織変更をする旨
- 二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

(労協法附則第6条3項・第19条)

○ NPO法人が組織変更の議決を行ったときは、当該議決の日から二週間以内に、議決の内容及び貸借対照表を公告しなければならない

(労協法附則第6条1項・第19条)

トップ イベント ランキング 検定 おすすめ 会社概要

■ 官報 KANPOU

官報

- ▶ 官報の定期購読
- ▶ 官報公告の取次
- ▶ 政府刊行物関連書籍の販売

官報 政府刊行物さいたまサービスステーション 埼玉県官報販売所～

■ 須原屋では【埼玉県官報販売所】として【官報の定期購読・販売】・【官報公告の取次】・【政府刊行物関連書籍の販売】を行なっております。

【官報の定期購読・販売】【官報公告の取次】
お申し込み・お問い合わせは外商部にて承ります。

須原屋 外商部 〒330-0062 さいたま市浦和区仲町1-5-12
営業時間 平日9:00～17:00
TEL 048-711-3142 FAX 048-822-5325
[全官報お問い合わせフォームへ](#)

【政府刊行物関連書籍の販売】
店頭でのご購入・ご注文・お問い合わせは本店にて承ります。

須原屋 本店 〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2-3-20
営業時間 10:00～20:00
TEL 048-822-5321 FAX 048-822-5328

[官報の定期購読](#) [官報公告の取次](#) [政府刊行物関連書籍の販売](#)

↑上記のリンクから、問合せフォームに入ることができます。

組織変更 NPO法人→労働者協同組合



④出資の第一回払込み

- 理事は、(略)組織変更計画が承認されたときは遅滞なく、出資の第一回の払込みをさせなければならない(労協法附則第17条1項)

(※画面は企業組合の登記事項証明書ですが、労働者協同組合も・出資1口の金額／・出資の総口数が記載される見込みです)

「第一回の払込の金額は、出資一口につき、その金額の四分の一を下ってはならない」(労協法第25条2項)という要件はありますが、「組合員は出資一口以上を有しなければならない」(労協法第9条1項)、「組合の行なう事業に従事する者の四分の三以上は組合員でなければならない」(労協法第8条2項)…という要件にふれないよう、注意が必要です。

公告の方法	本組合の公示は本組合の掲示場に掲示してする
出資1口の金額	金5万円
出資の総口数	1852口 平成14年 3月31日変更 平成14年 6月24日登記
払込済出資総額	金9260万円 平成14年 3月31日変更 平成14年 6月24日登記
出資払込の方法	出資は一時に全額を払い込まなければならない
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成12年12月 4日移記

組織変更 NPO法人→労働者協同組合



⑤組織変更の登記

NPO法人が組織変更をしたときは、政令で定めるところにより、登記をしなければならない

(労協法附則第15条・第19条)

組織変更登記＝解散登記＋設立登記

⑥行政庁への届出

(1) 組合は成立したときは、その成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款を添えて、その旨並びに役員の名及び住所を行政庁に届け出なければならない(労協法第27条)

(2) NPO法人は組織変更をしたときは、遅滞なく、その旨を「特定非営利活動促進法第9条に規定する所轄庁」に届け出なければならない(労協法附則第12条1項、第19条)

特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事(その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長)とする

(NPO法第9条)

組織変更 NPO法人→労働者協同組合



行政庁の確認

- 附則第16条第1項の承認を受けたNPO法人は、厚生労働省令で定めるところにより、「当該承認に係る組織変更後組合の行なう事業が特定非営利活動(NPO法第2条第1項に規定する特定非営利活動をいう)に係る事業に該当すること」につき、行政庁の確認を受けることができる(労協法附則第20条第1項)
- 行政庁は前項の組織変更後組合の行う事業が特定非営利活動に係る事業に該当すると認めるときは、同項の確認をするものとする(労協法附則第20条第2項)
- 行政庁は、第一項の確認に係る事業が行なわれなくなると認めるときは、同項の確認を取り消すことができる(労協法附則第20条第3項)
- 前三項の規定は、組織変更後組合について準用する(労協法附則第20条第4項)

前頁の組織変更時財産は、毎事業年度、行政庁にその使用状況を報告しなくてはなりません。「行政庁の確認」は、そのために必要な作業です。組織変更時財産がゼロ、あるいはマイナスであれば、必ずしも重要な過程ではないと言えます。

組織変更 NPO法人→労働者協同組合



組織変更時財産

◆ 組織変更時財産額とは…

当該NPO法人が効力発生日に解散するものとした場合においてNPO法第32条の規定によれば、国若しくは地方公共団体に譲渡され、又は同法第11条第3項各号に掲げる者若しくは国庫に帰属すべきものとされる残余財産の額に相当するものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額をいう(労協法附則第18条)

剰余金のうち組織変更時財産額に係るものは、確認に係る事業による損失(確認に係る事業以外の事業による利益がある場合であって、当該損失の額が当該利益の額を超えるときは、その差額に相当する部分の損失)の填補に充てる場合のほか、使用してはならない(労協法附則第21条)

確認を受けた組織変更後組合は、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、行政庁に対し組織変更時財産額に係る使用の状況を報告しなければならない(労協法附則第23条)

※組織変更時財産はNPOからの組織変更にあたり、非常に重要な処理になります。組織変更を検討する際は、不明点はなくしておかなくてはなりません。